

平成 22 年第 4 回多賀城市議会定例会補正予算特別委員会会議記録

平成 22 年 12 月 10 日（金曜日）

◎出席委員（22 名）

委員長 尾口 好昭

副委員長 米澤 まき子

委員

柳原 清 委員

佐藤 恵子 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

金野 次男 委員

森 長一郎 委員

雨森 修一 委員

板橋 恵一 委員

藤原 益栄 委員

戸津川 晴美 委員

中村 善吉 委員

吉田 瑞生 委員

相澤 耀司 委員

松村 敬子 委員

根本 朝栄 委員

昌浦 泰己 委員

阿部 五一 委員

小嶋 廣司 委員

竹谷 英昭 委員

石橋 源一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 永澤 雄一

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 昇市

総務部理事(兼)総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 伊藤 一雄

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 伊藤 博

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 片山 達也

交通防災課長 鈴木 典男

収納課長 佐藤 利夫

こども福祉課長 但木 正敏

保健福祉部副理事(兼)健康課長 紺野 哲哉

介護福祉課長 松岡 秀樹

保健福祉部副理事(兼)国保年金課長 大森 晃

保健福祉部副理事 大森 晃

道路公園課長 鈴木 弘章

下水道課長 江口 明

会計管理者(兼)会計課長 本郷 義博

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

教育委員会事務局理事(兼)学校教育課長 佐々木 清光

教育委員会事務局副理事(兼)生涯学習課長 永沢 正輝

教育委員会事務局理事(兼)文化財課長 高倉 敏明

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

管理課長 小幡 誠志

市長公室長補佐（財政経営担当） 萱場 賢一

総務課参事(兼)総務課長補佐 竹谷 敏和

生活環境課参事(兼)生活環境課長補佐 今野 淳

社会福祉課参事(兼)社会福祉課長補佐 阿部 英明

都市計画課参事(兼)都市計画課長補佐 根元 伸弘

教育総務課参事(兼)教育総務課長補佐 郷家 栄一

管理課参事(兼)管理課長補佐 鈴木 利秋

下水道課長補佐 加藤 幸

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

○議事の経過概要

午前 10 時 01 分 開会

- 正副委員長の選任

○伊藤議会事務局長

それでは、早速開会したいと思います。

ただいまから補正予算特別委員会を開会いたします。

初めに、委員長の選任でございますが、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。したがって、全委員中、阿部五一委員が年長の委員でありますので、御紹介申し上げます。

（阿部五一臨時委員長、委員長席に着く）

○阿部臨時委員長

皆さん、どうもおはようございます。

きのうは遅くまで御苦労さんでした。

早速、私の務めに入ります。

委員会条例に基づきまして、臨時に委員長の職務を行います。よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は 22 名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに特別委員会委員長の選任を行います。

お諮りいたします。特別委員会委員長は、委員長の輪番制という申し合わせによりまして文教厚生常任委員長がその職務を行うこととなりますので、委員長は尾口好昭委員となります。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部臨時委員長

御異議なしと認めます。

よって、補正予算特別委員会委員長は尾口好昭委員に決しました。きのうに引き続いて御苦労さんです。

以上をもって私の任務を終わります。ありがとうございました。

(阿部五一臨時委員長退席、尾口好昭委員長席に着く)

○尾口委員長

おはようございます。

昨日も長時間にわたっての会議、皆さん、御苦労さまでした。

ただいま年長議員から御紹介ありましたが、2連投の特別委員長であります。4連投であれば稲尾様と言われるのかもしれませんが、2連投でありますので、コントロールにだけ注意しながら委員長職を務めたいと思っております。今議会はことし最後の議会となります。1年間を振り返ってみても、それぞれ皆さん方、政治活動や議員活動、そしてまた行政職の方々も1年間を振り返ってみて、それぞれの思いがあるかと思っております。共通しているのは、ことし1年間を振り返って、例年になく猛暑の日が続いて猛暑の年だったということだろうと思っております。このことが恒年化するのか、また数十年に1度の現象としてあらわれるのか、経済活動、生産なり消費活動に大きく影響してくることであるのか、私としては、この猛暑の年というのを今後一つの研究として見つめて、見きわめていきたいなというふうに考えております。

昨日はまた、斎藤佑樹投手の18番のユニフォーム姿のお披露目がありまして、経済効果68億円ということが言われているようでありますが、田中将大と斎藤佑樹を多賀城の名誉市民にしたら150億円ぐらいの経済効果があるのではないかという思いをはせながら、委員長の職につかせていただきます。

○尾口委員長

この際、副委員長の選任を行います。

副委員長の選任については、申し合わせ事項により、委員長の私から指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○尾口委員長

御異議なしと認め、私から指名をさせていただきます。

私と同じく常任委員会副委員長の米澤まき子委員に副委員長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

- 議案第 71 号 平成 22 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）

○尾口委員長

これより、本委員会に付託されました議案第 71 号 平成 22 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）から議案第 75 号 平成 22 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 3 号）までの審査を行います。

この際、お諮りいたします。本件につきましては提出者からの提案理由説明は終わっておりますので、本委員会における審査は、各議案ごとに各部課長……。はい。

○佐藤委員

先ほど説明された資料について、ちょっと一言意見を言わせてほしいというふうに思って、いいと言われていたんですけども、その場所はあるんですか。

○尾口委員長

委員会進行してから、あと。（「はい」の声あり）

各議案ごとに各部課長等から説明を受け、次に質疑を行い、討論は本会議で行うこととして省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾口委員長

御異議なしと認めます。

それでは、説明を求める前に、先ほど佐藤恵子委員から質問のことがありましたので、それを受け付けたいと思います。

○藤原委員

きのうの特別委員会の中で資料提起をして、特別委員会の間に出なくて、もう採決終わっているわけだね。だから、私は国保の特別委員会の中でのことを補正予算の特別委員会の冒頭とかでやっちゃったら、ちょっと混乱が生じるのではないかと、議事録整理上。だから、本会議はこの委員会が終わった後なんだから、補正予算の国保のところで審議したらいいんじゃないかと思うんですけども。

○尾口委員長

では、そのように取り計らいます。

それでは、まず議案第 71 号 平成 22 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

関係課長等から順次、説明をお願いいたします。総務部次長。

- 人件費

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

それでは、資料 2 の議案関係資料 10 ページをお願いいたします。

職員人件費につきまして、一般会計、介護保険特別会計及び下水道事業特別会計を一括して説明させていただきます。したがって、各科目ごとの各課長からの説明では職員人件費につきましては省略させていただきたいと思っておりますので、よろしく御了承をお願いいたします。

それでは、平成 22 年度人件費補正関係資料により御説明を申し上げます。表の説明につきましては、右から 2 列目の今回補正額の欄を用いて説明させていただきます。

初めに、一般会計では、今回補正額、計の欄でございますが、総額で 1,271 万 5,000 円を増額しまして、32 億 7,514 万 9,000 円とするものでございます。

節ごとの内訳では、給料では 1,711 万 2,000 円の減額をするものでございます。この主なものは、人事院勧告による俸給月額引き下げ、また年度途中による退職者 2 名と育児休業取得職員 12 名分の不用額が生じたものでございます。

次に、職員手当等につきましては、244 万円の増額をするものでございます。この主なものは、人事院勧告による期末勤勉手当の引き下げをしたことによる減額、管理職手当については、現在 15%の減額措置を 12 月支給分から廃止することによる増額、また給料と同様に退職職員及び育児休業取得職員に係る不用額を合わせたものでございます。

次の共済費につきましては、2,365 万 4,000 円の増額をするものでございます。これは、共済組合負担金の率の改正によるものでございます。

退職手当組合負担金につきましては、勧奨退職等による退職者及び本年度末での定年退職者に係る特別負担金を合わせまして、373 万 3,000 円の増額をするものでございます。

続きまして、介護保険特別会計でございますが、計の欄で説明しますと、総額で 2 万 9,000 円を増額しまして、1,393 万 5,000 円とするものでございます。人事院勧告によるものと共済組合負担金の率の改定に伴う影響額として増額するものでございます。

次に、下水道事業特別会計でございますが、計の欄の総額で 434 万 8,000 円を増額しまして、1 億 2,717 万 2,000 円とするものでございます。この主なものは、時間外勤務手当の増額、共済組合負担金の率の改定に伴う影響額として増額するものでございます。

この表の一番下、総計の欄でございますが、一般会計、介護保険特別会計及び下水道事業特別会計を合計しまして、総額で 1,709 万 2,000 円を増額しまして 34 億 1,625 万 6,000 円とするものでございます。

次に、一般会計の款ごとに説明させていただきますので、11 ページをお願いいたします。

この表の今回補正額欄の計の欄で説明いたします。

まず、1 款議会費につきましては、人事院勧告に伴う給料、職員手当等の影響額として、166 万 4,000 円を減額するものでございます。

次の 2 款総務費につきましては、人事異動に伴う給料、時間外勤務手当、共済組合負担金の率の改定等による増額などを合計しまして、4,229 万 4,000 円の増額をするものでございます。

3 款民生費につきましては、平成 22 年度当初予算積算後の退職者 1 名、育児休業取得職員 4 名に係る給料、職員手当等の不用額が生じたことにより 2,306 万 5,000 円の減額をするものでございます。

4 款衛生費につきましては、育児休業者 1 名に係る不用額、人事異動に伴う給料等の影響額により、723 万 6,000 円の減額をするものでございます。

6 款農林水産業費につきましては、人事異動に伴う給料等の影響額により、471 万 9,000 円の増額をするものでございます。

次の 12 ページをお願いいたします。

7 款商工費につきましては、人事院勧告に伴う給料等の影響額に伴い、76 万 5,000 円の減額をするものでございます。

8 款土木費につきましては、人事院勧告に伴う給料、職員手当等の影響額として、1,000 万 7,000 円の減額をするものでございます。

9 款消防費につきましては、補正がございません。

次の 10 款教育費につきましては、人事異動に伴う給料、職員手当などの影響額として、843 万 9,000 円の増額をするものでございます。

以上で人件費の総括説明を終わらせていただきます。

- 歳出説明

- 佐藤総務部次長(兼)総務課長

続きまして、資料 1 の 32 ページをお願いいたします。

各科目ごとに歳出から御説明させていただきます。

- 1 款 議会費

- 伊藤議会事務局長

それでは、歳出から御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目議会費で 339 万 5,000 円の減額補正でございます。まず、2 の議員の報酬等の経費で 173 万 1,000 円の減額ですが、これは 11 月の臨時議会で、議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を議決いたしました。これに基づく議員の期末手当を減額するものでございます。

- 2 款 総務費

- 佐藤総務部次長(兼)総務課長

次のページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目一般管理費で 1,828 万 5,000 円の増額でございます。職員人件費のほか、説明欄記載 2 の人事管理費で 12 節役務費において 500 万円の減額をするものでございます。これは、当初では育児休業取得職員に対する代替派遣職員として 5 名分を見込んでおりましたが、育児休業取得職員が確定したことに伴う不用額でございます。

- 片山地域コミュニティ課長

3の協働によるまちづくり促進事業費は、住民自治基盤形成プロジェクトが、県の支出金、市町村振興総合補助金に該当し、事業費の2分の1、137万5,000円が助成されることとなったことから、財源の組み替えを行うものです。

● 3款 民生費

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

それでは、46、47ページをお開きいただきたいと思います。

3款1項2目障害者福祉費で1,005万9,000円の増額補正でございます。これは、説明欄1の障害者自立支援給付費で、まず18節の備品購入費43万8,000円につきましては、障害者自立支援特別対策事業補助金を活用いたしまして、視覚に障害を持っている方や高齢の方が窓口で手続をする際の利便を図るため、携帯型拡大読書器2台を購入するものでございます。

次に、23節の償還金、利子及び割引料962万1,000円でございますが、これは障害者自立支援法に基づく訓練給付費や厚生医療費等について平成21年度分の負担金並びに補助金が確定したことによる国、県への返還金でございます。

また、2の地域生活支援事業費において財源の組み替えを行っております。

次に、3目の福祉手当費で55万円の増額補正でございます。これは、23節の償還金、利子及び割引料で特別障害者手当と障害児福祉手当について、平成21年度分の負担金確定による国への返還金でございます。

○松岡介護福祉課長

8目介護保険対策費で61万3,000円の減額補正でございますが、これは介護保険特別会計への繰出金の減額でございます。内容につきましては、介護保険特別会計補正予算の中で御説明をさせていただきます。

○但木こども福祉課長

50ページをお願いいたします。

2項1目児童福祉総務費で2億5,257万7,000円を減額補正するものでございます。説明欄2の児童手当支給事務に要する経費で、127万7,000円の増額でございます。これは、20節扶助費の児童手当におきまして当初の支給対象児童数を延べ1万2,672人と見込んでおりましたが、これまでの支給実績に基づく見込み同数が1万2,887人となることから、99万5,000円を増額するものでございます。

また、23節償還金、利子及び割引料の28万2,000円につきましては、平成21年度の児童手当の支給実績に基づく国庫負担金の返還金でございます。

次の3の児童扶養手当・特別児童扶養手当支給事務に要する経費で、461万4,000円を増額するものでございます。これは、当初児童扶養手当の一部支給の平均額を3万1,170円と見込んでおりましたが、本人の所得の減少により一部支給の平均額が3万4,000円に増額になったこと、及び父子家庭への支給開始により母子家庭を合わせました対象者数を553人と見込んでおりましたが、これまでの支給実績に基づく見込み受給者数が586人となることから増額するものでございます。

次の4の子ども手当支給事務に要する経費で2億3,314万2,000円を減額するものでございます。これは、当初の支給対象児童数を延べ9万9,290人と見込んでおりましたが、これまでの支給実績に基づく見込み児童数が8万1,356人となることから減額するものでございます。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

次に、4目心身障害児通園事業費で230万9,000円の増額補正でございます。これは、太陽の家の非常勤職員に係るもので、報酬及び共済費で不足が見込まれることから増額するものでございます。

○但木こども福祉課長

次に、5目母子福祉費で120万8,000円を増額補正するものでございます。説明欄1の児童入所施設措置に要する経費の20節扶助費において、助産施設入所者数を当初2人と見込んでおりましたが、これまでの支給実績等により5人となることから、120万8,000円を増額するものでございます。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

次のページをお願いします。

3款3項1目生活保護総務費で1,303万2,000円の増額補正でございます。説明欄2の生活保護の事務に要する経費1,683万6,000円でございますが、これは生活扶助ほか各種扶助費が中国残留邦人等支援事務委託金について平成21年度分の負担金並びに補助金等が確定したことによる国への返還金でございます。

次に、2目の扶助費で9,576万1,000円の増額補正でございます。これは説明欄1の生活保護扶助に要する経費で、被保護世帯の増加などに伴い、生活扶助初め住宅扶助、医療扶助、生業扶助、保護施設事務費で不足が見込まれることから増額するものでございます。

なお、現在の生活保護世帯の状況でございますが、本年12月1日現在、543世帯で794人になっており、保護率では12.64パーミルでございます。本年4月1日現在との比較では、61世帯、84人の増となっております。

次に、2の特定中国残留邦人等生活支援給付費に要する経費で、財源の組み替えを行っております。

● 4款 衛生費

○紺野健康課長

次のページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費で523万8,000円の減額補正でございます。説明欄2の2歳6カ月児歯科健康診査事業費から7の両親学級事業費まで合わせて199万8,000円の報酬を増額としてございますけれども、申しわけございません、次の56、57ページをお開きください。こちらのページの2目保健衛生普及費で賃金253万3,000円の減額と関連いたしておりますので、一括で御説明いたします。本年度、育休予定の保健師が1名ございましたので、代替の臨時保健師1名を任用することとして2目の保健衛生普及費に賃金を計上いたしましたが、広報やホームページ、あるいはハローワークなどに募集をしてきたものの全く応募がございませんでした。このため、本来、臨時保健師を充てることとしておりました2歳6カ月児歯科健康診査から7の両親学級までの六つの事業につきまして、も

ともとパートタイム、非常勤という形でお仕事をお願いしておりました看護師や保健師、こちらの方々に、仕事の時間や勤務日数をふやしていただいて事業を実施してまいったものでございます。本年度も残り3カ月ほどとなりまして、引き続きパートタイムの皆さんで対応していった方が事業実施が円滑にできるというふうに判断いたしますことから、2目の保健衛生普及費の賃金253万3,000円を減額し、1目保健衛生総務費の説明欄2の2歳6カ月児歯科健康診査事業費から7の両親学級事業費までの6事業について、それぞれ見込まれる看護師などの非常勤職員405人分の報酬、合わせて199万8,000円を増額するものでございます。

改めて、次のページをお願いいたします。

4款1項3目予防費で1,598万1,000円を増額補正でございます。説明欄1、定期予防接種に要する経費の13節委託料で1,564万2,000円を増額でございますが、一つとして、日本脳炎の予防接種につきまして、本年4月に3歳児への積極勧奨の通知が出されました。また、8月には9歳から13歳未満の学童についても接種を再開するという通知が出されたことによりまして、このワクチンを新たに接種する幼児・学童が1,270人ほど増するであろうと見込まれること、二つ目として、季節性インフルエンザの予防接種について、新型インフルエンザワクチンを加えました3価ワクチンという形で10月1日から国が医師会との契約主体となって全国民を対象に実施中でございますが、年齢にかかわらず生活保護世帯及び住民税の非課税世帯について全額助成としておりますことから、その分の増1,620人分、これが助成対象者にふえると見込まれることによるものでございます。

19節負担金、補助及び交付金33万9,000円は、新型インフルエンザの予防接種を塩釜医師会管内以外の医療機関で受けた場合の償還払い分で、70人分でございます。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

次の58ページをお開き願います。

4款2項2目、1塵芥収集に要する経費の財源の組み替えでございます。これは、市内全世帯に配布を予定しておりますごみカレンダーの作成費用に係る充当財源でございます市町村振興総合補助金の交付決定に伴い、財源組み替えをいたすものでございます。

● 8款 土木費

○鈴木道路公園課長

次に、66ページをお願いいたします。

8款2項3目道路新設改良費、1新田南錦町線道路改築事業費及び2南宮北福室線道路改築事業費、4目道路改良維持費、1高橋跨線橋耐震補強事業費とともに、起債の増による財源の組み替えでございます。

次のページをお願いいたします。

8款4項1目都市計画総務費2,830万1,000円を増額補正を行うものでございます。2旭ヶ岡街路4号線道路改良事業費、これは旧まちづくり交付金事業でございます、2,699万2,000円を増額で、主なものは15節工事請負費で、補助内示があったことによるものでございます。場所につきましては東北学院大北東部で、施工延長が121メートルの道路改良工事でございます。

2目街路事業費、1,000万1,000円を増額補正を行うものでございます。1高崎大代線道路改築事業費で、これにつきましても補助内示があったことによるものでございます。場

所は市役所北側の道路でございまして、太陽生命の寮から大郷食堂までの施工延長 160 メートルで、主な工事内容は車道舗装工事でございます。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

2 目街路事業費の中の説明欄 2、県事業負担金でございますが、清水沢多賀城線の建設事業負担金の起債充当率のかさ上げに伴う財源の組み替えでございます。

○鈴木道路公園課長

3 目公園費で 9,156 万 7,000 円の増額補正を行うものでございます。2、あやめ園整備に要する経費 1,691 万 9,000 円でございます。整備工事の主な内容は、あやめ園のメーンとなっている通路の舗装工事で、2,300 平米を計画しております。この工事によりまして、車いす及び乳母車などでの来園者の利便性を向上するものでございます。

3、中央公園整備事業費 7,863 万 9,000 円で、主なものは土地購入費でございます。これも補助事業の追加内示によるものでございます。土地購入費の内訳でございますが、新規の土地購入約 1,200 平米と土地開発公社からの買い戻し 234.8 平米でございます。これにより中央公園の用地の土地開発公社からの買い戻しは完了いたします。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

次のページをお開きください。

4 目の市街地開発事業費 19 節負担金、補助及び交付金ですが、説明欄 2 の連続立体交差事業費については、起債充当率のかさ上げに伴う財源の組み替えでございます。

次に、5 目下水道事業特別会計繰出金でございますが、1,199 万 7,000 円の減額補正ですが、詳細は下水道特別会計で御説明申し上げます。

- 9 款 消防費

○鈴木交通防災課長

次のページをお願いいたします。

9 款 1 項 2 目消防施設費、1 消防水利維持費の 19 節負担金、補助及び交付金で 119 万 6,000 円の補正でございますが、これは配水管改良工事に伴う消火栓 2 カ所分の改良に係る負担金でございます。

- 10 款 教育費

○佐々木学校教育課長

続きまして、少し飛びますが、76、77 ページをお開き願います。

10 款 2 項小学校費でございます。説明欄 2 段目、2 目教育振興費 20 節扶助費で 194 万 8,000 円の増額をお願いするものでございます。これは要保護・準要保護に関する経費でございまして、対象児童数の増加によるものでございます。本年 4 月においては 259 名、10 月 1 日には 299 名、12 月 1 日現在で 312 名、4 月 1 日と比べますと 53 名の増加となっているものでございます。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

次のページをお願いいたします。

3 項 1 目学校管理費で 1,520 万円の増額補正でございます。説明欄に記載の東豊中学校バリアフリー対策事業に係るもので、15 節工事請負費で 1,500 万円、備品購入費で 20 万円を増額するものでございます。これは、平成 23 年 4 月に特別支援学級が適切と判断された生徒が入学することに伴い、教室やトイレの改修、スロープの設置など、学習環境を整備するものでございます。なお、歳入につきましては、現在、県を通じて国庫補助金「安全・安心な学校づくり交付金」を要望しておりますが、工事期間の関係から歳出予算を先行して補正させていただくものでございます。

○高倉文化財課長

次に、80 ページをごらんください。

4 目文化財保護費につきましては、説明欄 1 の特別史跡多賀城跡附寺跡第 3 次保存管理計画策定に要する経費として、13 節委託料に 58 万円を追加補正するものでございます。これは、策定委員会等の議事録を作成するものでございます。

○永沢生涯学習課長

次のページをお願いいたします。

5 項 1 目保健体育総務費の説明欄 2、社会体育施設等管理運営業務に要する経費、11 節需用費で 109 万円の増額補正を計上するものでございます。市民プールの屋上防水の劣化によりまして、スラブコンクリートのひび割れから雨水が浸入しておりますことから、防水の修繕を行うものでございます。

続きまして、13 ページにお戻りいただきたいと思っております。

第 2 表、債務負担行為の補正でございます。社会体育施設等指定管理業務委託並びに文化センター指定管理業務委託の 2 件を追加するものでございます。一昨日、指定管理指定に関します御審議をいただき、議決をいただきました 2 件の指定管理業務委託に関する債務負担行為で、期間、限度額につきましては、記載のとおりでございます。なお、当該債務負担行為の予算措置につきましては、平成 23 年度以降の予算に計上いたします。

○佐々木学校教育課長

続きまして、各種管理業務委託等でございますが、恐れ入りますが、別冊の資料 2 の 13 ページをお開きください。学校用務員業務委託でありまして、現在、小中学校に業務を委託しております小中学校の用務員業務の委託契約が今年度をもって満了することに伴い、引き続き平成 23 年度から 3 年間の契約を行うために、2 億 2,496 万 7,000 円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。このことによりまして、補正後の変更後限度額が 2 億 7,551 万 7,000 円となるものでございます。今年度は、小学校 12 名、中学校 9 名の計 21 名であり、平成 23 年度以降は、小学校 14 名、中学校 9 名の計 23 名を予定するものであります。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

● 歳入説明

○但木こども福祉課長

それでは、引き続き歳入について御説明申し上げますので 18 ページをお願いいたします。

● 12 款 分担金及び負担金

○但木こども福祉課長

12 款 1 項 1 目民生費負担金で 8 万円を増額補正するものでございます。説明欄 1 の児童入所施設入所者負担金で 8 万円の増額でございますが、これは助産施設入所者数の増によるものでございます。

● 14 款 国庫支出金

○但木こども福祉課長

次に、14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金 1 節児童福祉費負担金で 1 億 7,360 万 5,000 円を減額補正するものでございます。説明欄 1 の児童手当負担金で 4 万 4,000 円の増額でございます。

初めに、(1)の被用者分でございますが、当初の支給対象児童数を延べ 2,488 人と見込んでおりましたが、これまでの支給実績に基づく見込み児童数が 2,429 人となることから、計上済み額との差 47 万 2,000 円を減額するものでございます。

次に、(2)の非被用者分でございますが、これにつきましても、当初の支給対象児童数を延べ 724 人と見込んでおりましたが、これまでの支給実績に基づく見込み児童数が 717 人となることから、計上済み額との差 2 万 3,000 円を減額するものでございます。

次に、(3)の特例給付分でございますが、これにつきましても、当初の支給対象児童数を延べ 56 人と見込んでおりましたが、これまでの支給実績に基づく見込み児童数が 54 人となることから、計上済み額との差 2 万円を減額するものでございます。

次に、(4)の被用者小学校修了前特例給付でございますが、当初の支給対象児童数を延べ 7,012 人と見込んでおりましたが、これまでの支給実績に基づく見込み児童数が 7,297 人となることから、計上済み額との差 61 万 4,000 円を増額するものでございます。

次に、(5)の非被用者小学校修了前特例給付でございますが、当初の支給対象児童数を延べ 2,392 人と見込んでおりましたが、これまでの支給実績に基づく見込み児童数が 2,390 人となることから、計上済み額との差 5 万 5,000 円を減額するものでございます。

次の 2 の児童扶養手当負担金で 153 万 7,000 円の増額でございますが、次のページをお願いいたします。これは児童扶養手当の一部支給の平均額の増及び受給者数の増により計上済み額との差 153 万 7,000 円を増額するものでございます。

次の 3 の児童入所施設措置費等国庫負担金で 47 万 9,000 円の増額でございますが、これは助産施設入所者数の増により、計上済み額との差 47 万 9,000 円を増額するものでございます。

次の 4 の子ども手当交付金で 1 億 7,566 万 5,000 円の減額でございます。これは歳出でも御説明申し上げましたとおり、当初の支給対象児童数を延べ 9 万 9,290 人と見込んでおりましたが、これまでの支給実績に基づく見込み児童数が 8 万 1,356 人となることから、計上済み額との差 1 億 7,566 万 5,000 円を減額するものでございます。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

次のページをお願いいたします。

2 節生活保護費負担金で 7,182 万円の増額補正でございます。これは、歳出で計上している生活扶助ほか各種扶助費に対する国庫負担で、4 分の 3 相当額でございます。

○鈴木道路公園課長

2 項 2 目土木国庫補助金、4,169 万円の増額補正を行うものでございます。1、社会資本整備総合交付金、(1)都市公園等統合事業（中央公園）でございますが、2,600 万円でございます。(2)都市再生整備計画（旭ヶ岡街路 4 号線）、1,069 万円でございます。これは旧まちづくり交付金でございます。

次に、1、経済危機対応・地域活性化予備費（高崎大代線）、500 万円でございます。

○高倉文化財課長

3 目 4 節社会教育費補助金でございますが、国宝重要文化財等保存整備費補助金で、史跡等保存管理計画等策定費に 29 万円を増額補正するものでございます。これは歳出で御説明いたしました議事録作成費 58 万円に対する補助でございます。補助率は 50%でございます。

● 15 款 県支出金

○但木こども福祉課長

次に、15 款 1 項民生費県負担金で 2,802 万 4,000 円を減額補正するものでございます。説明欄 1 の児童手当負担金で 47 万 7,000 円の増額でございます。

最初に、(1)の被用者分でございますが、次のページをお願いいたします。先ほど国庫負担金でも御説明申し上げましたが、当初の支給対象児童数を延べ 2,488 人と見込んでおりましたが、支給実績に基づく見込み児童数が 2,429 人となることから、計上済み額との差 5 万 9,000 円を減額するものでございます。

(2)の非被用者分でございますが、これにつきましても、当初の支給対象児童数を延べ 724 人と見込んでおりましたが、支給実績に基づく見込み児童数が 717 人となることから、計上済み額との差 2 万 3,000 円を減額するものでございます。

次に、(3)の被用者小学校修了前特例給付でございますが、これも当初の支給対象児童数を延べ 7,012 人と見込んでおりましたが、これまでの支給実績に基づく見込み児童数が 7,297 人となることから、計上済み額との差 61 万 4,000 円を減額するものでございます。

次に、(4)の非被用者小学校修了前特例給付でございますが、当初の支給対象児童数を延べ 2,392 人と見込んでおりましたが、支給実績に基づく見込み児童数が 2,390 人となることから、計上済み額との差 5 万 5,000 円を減額するものでございます。

次の 2 の児童入所施設措置費等県負担金で 24 万円の増額でございますが、これは助産施設入所者数の増により、計上済み額との差 24 万円を増額するものでございます。

3 の子ども手当交付金で 2,874 万 1,000 円の減額でございますが、次のページをお開き願います。これは先ほど国庫負担金でも御説明申し上げましたとおり、当初の支給対象児童数を延べ 9 万 9,290 人と見込んでおりましたが、これまでの支給実績に基づく見込み児童数が 8 万 1,356 人となることから、計上済み額との差 2,874 万 1,000 円を減額するものでございます。

○木村市長公室長補佐（行政経営担当）

2 項 1 目総務費県補助金で 137 万 2,000 円の増額補正でございます。これは 3 節市町村振興総合補助金の交付決定によるもので、主なものは歳出の 2 款 1 項 1 目一般管理費で説明

がありました協働によるまちづくり促進事業が補助対象事業に該当したことに伴い増額を行うものでございます。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

次の2目4節障害者福祉費補助金で43万7,000円の増額補正でございます。これは障害者自立支援特別対策事業補助金で、歳出計上の備品購入費に係る補助金でございます。10分の10でございます。

○紺野健康課長

3目衛生費県補助金で2節保健衛生費補助金は316万8,000円の増額補正でございます。これは歳出で御説明申し上げました新型インフルエンザワクチン予防接種の費用助成に係る補助金で、低所得者1,740人の接種費用に対して補助率4分の3でございます。

● 16款 財産収入

○本郷会計管理者(兼)会計課長

次に、16款2項2目1節物品売払収入で29万9,000円の増額でございます。これは交通防災課所管の第6分団の消防ポンプ自動車を中古の下取り業者へ30万円で売り払いしたことによるものでございます。売却に当たりましては、昨年売却した富谷町等に照会をいたしました。購入希望がなかったこと、またネットオークション等に出品を検討いたしましたが、落札価格が30万円から40万円と下落していることなどから、中古車の下取り業者への売却を決定したものでございます。

● 18款 繰入金

○萱場市長公室長補佐(財政経営担当)

次のページをお願いいたします。

18款1項1目財政調整基金繰入金で437万3,000円の増額補正をするものでございますが、各歳入歳出予算の補正に伴いまして財政調整基金からの繰入を増額するものでございます。これによりまして補正後における財政調整基金の平成22年度末における残高は16億471万6,000円となる見込みでございます。

● 20款 諸収入

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

次の20款5項3目7節の雑入で25万7,000円の補正でございます。これは障害者自立支援審査事業負担金返還金でございまして、平成21年度分の障害程度区分認定審査に係る負担金が確定したことにより、塩釜地区消防事務組合の方から返還を受けるものでございます。

● 21款 市債

○萱場市長公室長補佐(財政経営担当)

次に、21款1項市債でございます。

2目土木債、1節の都市計画債で1億1,140万円の増額補正をするものでございます。説明欄1、街路事業債の(1)県事業(鉄道高架)負担金につきましては、5,240万円の増額補正をするものでございます。現計予算上、県事業(鉄道高架)負担金につきましては補助

事業費の多賀城市負担分に対しまして充当率 90%の一般公共事業債と交付金事業の多賀城市負担分に対しまして充当率 70%の地方道路等整備事業債の通常事業分の 2 種類の地方債を充てているところでございますが、そのうちの地方道路等整備事業債につきましては充当率 95%の臨時事業一般分を充当することが可能でありますので、起債額を算定し直し、その増額分を補正するものでございます。

次に、(2)清水沢多賀城線建設事業負担金につきましては、510 万円の増額補正をするものでございます。これは、さきに県事業（鉄道高架）負担金で御説明申し上げましたのと同様に、現計予算上、地方道路等整備事業債のうち充当率 70%の通常事業分を充てているところでございますが、充当率 95%の臨時事業一般分を充当することが可能でありますので、起債額を算定し直し、その増額分を補正するものでございます。

次に、(3)都市計画道路高崎大代線整備事業債（予備費）につきましては、500 万円の追加補正を行うものでございます。これは歳出で御説明申し上げました高崎大代線道路改築事業費（予備費）1,000 万 1,000 円に対し、経済危機対応・地域活性化予備費 500 万円を充当した後の地方負担額に充てる地方債といたしまして、充当率 100%の額 500 万円を追加するものでございます。

なお、この地方債の元利償還金に関しましては、後年度においてその全額が基準財政需要額に算入されるものでございます。

次に、説明欄 2、公園事業債の(1)中央公園整備事業債につきましては、4,890 万円の増額補正をするものでございます。これは、さきに御説明申し上げました社会資本整備総合交付金、都市公園等統合事業の追加交付に伴う中央公園整備事業補助事業に係る事業費の増額によりあわせて増加するところとなった地方負担額に充てる地方債を増額するものでございます。なお、この地方債による収入は公園整備事業費補助事業及び公園職員人件費に充当されるものでございます。

続きまして、2 節まちづくり交付金事業債、説明欄 1 の(1)地方道（道路）事業債につきましては、1,290 万円の追加補正をするものでございます。これは歳出で御説明申し上げました旭ヶ岡街路 4 号線道路改良事業に係る事業費 2,800 万円に対しまして、社会資本整備総合交付金、都市再生整備計画 1,069 万円を充当した後の地方負担額に充てる地方債として、充当率 75%の額 1,290 万円を追加するものでございます。なお、この地方債による収入は、旭ヶ岡街路 4 号線道路改良事業費、まち交分及び土木管理人件費に充当されるものでございます。

恐れ入ります、次のページをお願いいたします。

最後に、3 節道路橋りょう債、説明欄 1、道路橋りょう事業債につきましては、1,440 万円の増額補正をするものでございます。これは、さきに県事業（鉄道高架）負担金及び清水沢多賀城線建設事業負担金で御説明申し上げましたのと同様に、現計予算上、地方道路等整備事業債のうち充当率 70%の通常事業分を充てているところでございますが、充当率 95%の臨時事業一般分を充当することが可能でありますので、起債額を算定し直し、その増額分を補正するものでございます。なお、この地方債による収入は、新田南錦町線道路改築事業費、南宮北福室線道路改築事業費、高崎跨線橋耐震補強事業費、それと土木管理人件費に充当されるものでございます。

ここで、恐れ入りますが、14 ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。補正前の起債総額18億3,430万円に対し1億3,870万円増額いたしまして、補正後の起債総額を19億7,300万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前の内容と同じでございます。

また、今回の地方債等の補正に伴うプライマリーバランスでございますが、元金ベースでは2億101万8,000円の赤字、元利ベースでは1億9,665万5,000円の黒字となっております。

本市では、将来にわたる健全財政の維持、また安定した財政基盤の確立を目指している中で、その判断基準の一つといたしましてプライマリーバランスの保持に努めておりますが、平成22年度におきましては、第2回定例会で議決いただきました補正予算第2号による補正後の予算からプライマリーバランスは元金ベースで赤字に転じております。

その主な要因といたしまして、臨時財政対策債の発行可能額が平成21年度と比較すると約4億4,000万円の増額。合計で言いますと12億4,870万円となっており、このことによる影響が最も大きいものと考えております。

臨時財政対策債は普通交付税の振りかえ分で、地方財政の財源不足を補うものであり、その元利償還金は後年度において全額が基準財政需要額に算入されるものでございますので、現下の経済情勢では、その発行はやむを得ないものと判断しております。

今回御審議いただきます補正予算第6号における地方債に関しましては、必ずしも地方財政措置が手厚いものばかりではありませんけれども、世代間の負担の公平、一般財源の持ち出しの抑制等の観点から予算計上するものでございます。よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

○尾口委員長

ここで休憩に入ります。再開は11時10分といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 開議

○尾口委員長

再開をいたします。

これより質疑に入りますが、本委員会におきましても、さきの特別委員会に倣い、多くの委員から発言をしていただくため、発言は簡単明瞭にさせていただくこと、発言の範囲は議題となった案件に限られていること、以上の点について再確認をしながら、質疑は1回3件程度として、初めに質疑の要旨を述べていただいた後に1件ずつ質問をしていただくようお願いをいたします。

なお、当局においても、質問事項に対して的確に答弁していただくとともに、内容に誤りがあった場合は原則として本委員会の開会中に訂正していただくようお願いをいたします。

● 歳入質疑

○尾口委員長

それでは、初めに歳入の質疑を行います。どなたかありますか。

○藤原委員

資料1の23ページなんですけど、中央公園の補正について伺います。これは、皆さんが国の制約だと勘違いをして、毎年5,000万円しか計上してこなかった。それは、実は自己規制だった。国の枠はもっとあるということで取り上げまして、ことしの当初予算ではたしか1億円くらいの予算を組んだはずなんですけど、それが一たん5,000万円くらいにまた戻ってしまって、それからまたふえたという経過になっています。その辺の減ったりふえたりしたいきさつをまず説明していただきたいと思います。

○鈴木道路公園課長

まず、道路公園課としては極力、国費の方をいただいて中央公園の整備を促進しようということで要望を重ねていったところでございますけれども、実際に国から建設事業費の削減ということで中央公園事業も同じで、当初内示では要望した額よりも来なかったということでございます。それから要望事業を展開していったところ、今回実際に国から内示があったということでございます。また、15日に追加案件で審議していただくのも中央公園も入ってございまして、実際に今年度は2億円以上の事業ができることになる予定でございます。

○藤原委員

今年度は2億円以上になるということですね。

それで、スポーツ関係者の人たちも早い整備を望んでいますし、それから中央公園の整備、南北大路等の整備の上でも土地購入が早く進むことが大事なので、これについては引き続き頑張っていただきたいと思います。

それで、一つは、公社が買っていた土地については今回の補正で全部一般会計で買い上げたことになったということなんですけど、その場所について、後で図面をいただければと思いますが、よろしく願います。

それから、もう一つは、従来は大体一般財源300万円で5,000万円の事業をやっていたね。私の記憶だと、半分国庫補助で、残りの8割がそこらが起債で、300万円あって5,000万円の仕事をやっていた。だから、600万円でたしか1億円の事業だったのではないかと思うんだけど、今回の補助金と起債を足して全体の1億3,000万円近い事業費から引くと、一般財源が4,000万円くらいになってしまうんです。何だか自己負担の割合がふえてしまったような気がするんですけども、その辺の仕組みは変更があったのか、なかったのかということについてお答えいただきたいと思います。

○鈴木道路公園課長

公園の補助率といいますのは、整備補助で2分の1でございます。あと用地が3分の1ということになっているものですから、その関係で補助率の開きが実際に持ち出し分が多くなるということになるかと思えます。

○藤原委員

そうすると、追加補正の分は2分の1で出てくるということでいいんですね。では、あとは買ったところの図面をよろしく願います。

○鈴木道路公園課長

公社で買った部分の図面についてはお出ししたいと思います。

○尾口委員長

ほかに質問ございますか。

(「質疑なし」の声あり)

○尾口委員長

以上で歳入の質疑を終結いたします。

● 歳出質疑

○尾口委員長

次に、歳出の質疑を行います。

○金野委員

79 ページについてお伺いします。2 点。東豊中学校バリアフリー対策事業と 9 月の補正で出した東豊中学校の進捗状況についてお聞きします。

まず、東豊中学校バリアフリー対策事業、これは教育部も総務部も関係あると思うんですけども、1 人の、とにかく 3 年間東豊中学校で勉強したい、それについて受け入れ、そしてこのような措置をとっていただいたことについては本当に感謝と御礼を申し上げます。

ただ、ここで、今から教室、トイレ、スロープそれぞれやるわけなんですけれども、3 年間のうちに多分この子供は、ある一つの教室を 3 年間使うと思うんです。1 年生のときも使って、2 年生でも使って、3 年生でも。これはわかります。ただ、そのために今度は 3 年生のとき、今まで 3 階だったのが 1 階に来る、そういうのは重々承知しておりますが、とにかくほかの市町村からも多賀城はすごいと。学区のあれで東豊中学校に行きたいと言ったら、すっきりと受け入れてくれて、このようにすぐ措置をやるんだなという情報もいただいておりますので、これについて今から工事をやるのに間に合うのか、間に合わないのか、1 点目。

2 点目、9 月の補正予算で東豊中学校の門、それから産業道路沿いから入るバックネット裏の整備、そして正門の整備、フェンス等、これがどうなっているか。

2 点お聞きいたします。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

まず、9 月に補正を御承認いただきました工事につきましては、実は補正の承認をいただいた後すぐにこのお話が出てまいりました。障害を持った方の入学についてのお話があった。障害を持った方の入学等につきましては、就学指導委員会というお医者とか専門の方が入った委員会で普通学校でやれるかどうかということを決断して、また市教委と御家族の方と協議をした上で受け入れるかどうかというのを決めていくんですけども、当然、東豊中学校はまだバリアフリー化をしておりませんので相当の経費がかかるということがありまして、このことが、方針が決まるまで、9 月補正をいただいたんですけども待って、もし工事をするなら同時着工した方が一番メリットがあるということで、少し延び延びになってまいりました。

最終的には委員会の方から普通学校で学習するのが望ましいという通知をいただきましたので、受け入れをしましょうということで今回補正をお願いすることになるんですが、今回補正をお認めいただけましたら、実は今月の13日に起工書を出しまして、1月に入札をして、9月に補正をいただいた改築と今回のバリアフリー化と一緒に、3月末日までの工程で終わるように、今準備を進めているところでございます。4月からの入校については支障がないように手配をしたい、このように考えております。

○金野委員

わかりました。それで、最初に絡めて学校教育課長から言ってもらえば納得したんですけども、ずっと私たちあそこを散歩なんかして、「全然、議員さん、何もなっていないよ」とか、ここ3カ月間そういうのが……。看板だけ立っているんです。そういうのがあるものですから、その辺は、私以下、笠神、大代にもおりますので、そういうのに一言、これこれこういうわけになりましたということは言うべきではないかと私は思います。

それから、バリアフリーの、今副教育長が言った委員会とか普通学級、これは最大限当市も努力して、1人の子供の幸せのために頑張っていってほしいと思います。

以上です。

○相澤委員

資料1の53ページ。生活保護扶助に関する経費のところ、61世帯ふえた等の説明がありましたけれども、生活保護を受けていらっしゃる方の中で、もう大丈夫、自分で自立できますという方はいらっしゃるのでしょうか、年間の中で。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

生活保護のいろいろな仕事をしている上で、一たん生活保護を受けた方々について自立を促す、その支援を行っていくという大きな目標もございまして。その中で、実際に仕事を見つけて生活保護を外れていくという方々は、いらっしゃいます。

○相澤委員

差し支えなければ、年間およそどれぐらいの割合かというのをわかれば教えていただきたいと思います。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

ちょっとお待ちください。

すみません、手元にその資料を持っていなかったもので、後でお答えさせていただきたいと思っております。

○雨森委員

69ページのあやめ園の整備に要する経費の中で、前にもお聞きしたかわかりませんが、年間大体維持管理費どれくらいのお金がかかっているか。年度によって多少違うと思うんですけども、もしも答えいただければ。

○鈴木道路公園課長

おおむね2,000万円でございます。

○雨森委員

2,000万円ということでありまして。それで、非常に支出の方が多くて、なかなか収益というのが……、数十万円ということを知っておりますけれども、あそこの駐車場をできれば有料化することも考えられないでしょうか。何かやっぱり収入がないと。正直申し上げて、一般の市民の方にあやめ園の維持費が2,000万円かかる、それから収入が数十万円と言うと、そんな話聞きたくないというような市民の声が聞かれるんです。ですから、何か工夫する。お願いします。

○永澤市民経済部長

平成23年度におきましては、新年度予算でお話しすることになりますが、今のところ開催期間をおおむね1カ月程度と延ばすように考えております。そして、その期間、駐車場で協力金という形で駐車料金をいただけないか、今検討しているところでございます。

○雨森委員

1カ月間ですか。1カ月間頑張って、アヤマが咲き続けてくれればいいんですけども。延ばすと大変だと思います。来年は市制40周年、そういったものも踏まえて、とにかく観光、県外からも1人でも多く多賀城を見てほしいということもあります。

それから、その上の高崎大代線の道路改築で、これは留ヶ谷線は違うと言われれば結構なんですけれども、交差点、大郷の隣の、あそこは道路の幅が広がっているんですけども、その先に「ほっともっと」、あの建物はどうなるのか。私、皆さんに聞かれても、どうも説明できないんですけども。それを教えていただきたい。

○鈴木道路公園課長

今回の補正には載っておらないんですが、留ヶ谷線という市道の道路改良も今年度行っております。それで、再三にわたり用地交渉等をしているんですけども、どうしても代替地の関係だとかで折り合いがつかないという状況でございます。今後も実際に交渉を進めてまいりたいと考えております。

○雨森委員

「ほっともっと」の移転ということをしている。ところが、それが仮になりまして、その先の前の電力のグラウンドの手前もいろいろと建物が建っております。あそこから完全に道路は狭くなっていくということですね。あの建物も全部移転させるというわけではないでしょう。あの部分から狭くなっていくということですか。はい、了解しました。結構です。

○戸津川委員

どのページというふうにちょっと見つけかねますので。すみません。実は、多賀城小学校の子供たちが通学していくのに、プールの上の道路のところ、今すぐフェンスが壊れた状態になっているのでということで早急にとということでお願いをしておりました。簡易的にはちょっと直してはいただいたんですけども、その修理がこの予算に入っているのかどうか、そのことをお伺いしたかったんですが。

○永沢生涯学習課長

通学路のフェンスですけども、この補正には入っておりませんが、今年度の既決の予算内で今実施するように取り組んでおります。

○戸津川委員

ありがとうございます。よろしくどうぞお願いいたします。子供たちが何かあってからでは遅いと思いますので、よろしくどうぞお願いいたしたいと思います。

それでは、77ページでお伺いいたします。扶助費、要保護・準要保護にかかわるところでございます。このことに関しましては、まず一つは御礼を申し上げたいんですけども、御家庭に対して大変親切丁寧にお知らせを出していただいているんです。私も感動しましたけれども、どの市町村よりも回数が多く、しかも新入生だけではなくて、すべての御家庭に出していただいているということで、本当に今こういう状況ですから、お悩みになっているお母さん方も、それが出ていることで安心してやってみようかなというふうになるのではないかと考えております。

それで、これは質問というよりお願いなんですけれども、要綱といいますか、お母さん方に配るお知らせが大変私から見ましても小さな字でびっしりと書いておまして、ここにあるんですけども、びっしり書いてありまして非常に見にくいといいますか。この改善をぜひお願いしたいということでございます。せっかくいいことをするのに、もうちょっと見やすいものにしていただきたいということと、それからもう一つなんです、申請書も見せていただきました、そうしましたら、申請書の中が、大分昔につくられた申請書だから仕方がないのかと思いますけれども、御家庭の状況を書く欄がございまして、お父さん、お母さんのうちどちらかがどうにかして欠損しているということが前提条件のようなことになっておまして、今は御存じのようにお二人で働いていてもなお非常に家計が苦しいという御家庭はあるやに聞いております。そういうためにも、家庭の状況の欄も何とか改善をしていただけないかというお願いでございますが、いかがでしょうか。

○佐々木学校教育課長

まず、1点目の就学援助制度のお知らせ、確かにこれは……。これにつきましては、一つは学校だより、それからホームページ上にも常時掲載しているところです。どうしても必要項目、要件等が多いものです。ただ、どうしても見にくい部分はありますので、レイアウト等、ちょっと考えて検討させていただきたいと思います。

続いて、2点目の申請書の家庭の状況欄につきまして、今委員から御指摘をいただきましたので、この辺につきましても、現状に合った部分について書き加えるべき点はないかどうかについても検討させていただきたいと思います。

○戸津川委員

よろしく申し上げます。

次に、就学援助の認定の基準についてお伺いします。過日、私どもが宮城県の社会保障推進協議会というところで市に対してお願いに参ったときに、このこともお願いをしておまして、実は就学援助の基準をはっきりさせてほしいというお願いの申し入れをいたしました。それに対しまして、副教育長の方から御答弁をいただいたんですけども、要保護に対しては国の基準でやっている、準要保護に関しては全体的・トータルのことを見ながらやっているの、認定の基準ははっきり言っていないという御認識だと思うんですが、それでよろしいでしょうか、そういう御認識で。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

先日の説明の中で、私、そのようにお答えしたと思います。もう一度繰り返になりますけれども、失業だとか一時的なけがによる収入減であるとか、その世帯その世帯の状況がそのときによって違いますので、一定の基準を示すというのはなかなか難しいということで、先ほど来、戸津川委員からございましたように、年3回ほどチラシを配ったり、いろ

いろな形でお知らせをする中で、個別な御相談に対応させていただきたいということで今やっておりますので、一律の所得の状況での判断というのは難しいかというふうに考えております。

○戸津川委員

私も大変人間的な対応であるというふうに一見思ったんですけども、片方では、ちょっと不安がございます。それでは、状況判断をどなたがするのだろうかということ。どんな集団でなさるのかということ、1人では認定判断はなさらないと思いますけれども、その判断をするときに、その人のさじ加減でああなったりこうなったりするということでは……。そんなことで認定はしていないだろうというふうに思いますが、実際の窓口でお仕事をなさっている、学校教育課でお仕事をなさっていると思うんですが、その辺を教えていただきたいと思います。

○佐々木学校教育課長

ただいまの御質問でございますが、まず学校、あるいは学校に言えない部分につきましては市教委の方に相談が、最近は途中認定の方はどちらかという市教委に直接お見えになりまして、うちの担当の者が丁寧に対応しているわけでございますが、もし申請書を、先ほど御指摘あった申請書を出していただきまして、そして学校長の所見、それから民生委員の所見をいただきまして、必要な書類、必要書類と申しますのは昨年度分の年収等とか、そういった部分の書類を精査しまして、やっております。

これは数字がひとり歩きしてはいけませんが、例えば総所得が200万円であった、200万円であっても、就学前のお子さんがいるという家庭と就学しているお子さんがいる家庭では、同じ所得が200万円でも対応が分かれる場合がございます。また、お子様の数によっても、就学している子が2人、就学している子1人、就学していない子、いろいろそのパターンによって計算の割合が違ってきますので、同じ金額であってもAさんの家ではもらえた、Bさんの家ではもらえないということがありますが、これにつきましては、こちらの方できちんと精査をして、御理解をいただくように対応をしているところでございます。

○戸津川委員

すみません、しつこくて。私が聞きたいのは、実はこの要綱をいただきました。就学援助要綱というのをいただいたんですが、そのところに大変私が気になることが一つありますので。受給の資格というところに、このように書いてあるんです。「(5)収入額が需要額の1.0倍未満であるもの」というふうに書かれております。その点について私が思いますのは、収入額という書き方は、実際の事務は所得額でやっているんだというふうにお聞きするんですけども、そうであるならば、きちんとこの要綱に「収入額」と書かないで「所得額」というふうに改善すべきではないかと。所得額が1.0未満であるものというのであれば私も納得はできるのですが、収入額となりますと適用の範囲はすごく狭められてしまって、本当に困っている人のところに就学援助が行かないということになりますので、この文言の訂正を実際にやっていることに合わせて変えていただくことはできないのでしょうか。

○佐々木学校教育課長

ただいま委員から御指摘ありました要綱の(5)番、収入額が需要額の1.0倍未満であるものとももちろん明記されているわけでございますが、そうしますと該当世帯が非常に狭まってくるということ。ただ、要綱でございますが、ただし(6)番に「前各号に掲げるもののほか特に援助が必要であると認められるもの」というふうに、市教育委員会としましては総所

得というふうに運用を図っておりまして、適用する御家庭の幅を広げているところでございまして、それにつきまして御理解をお願いしたいと思います。

○尾口委員長

戸津川委員、準要保護に絡めて質問をされていると思うんですが、学校教育課長と一度内容とか議論を精査して、また改めて取り上げるということは不可能でございますか。大分内容と答弁が……。

先ほど相澤耀司委員から発言がありました生活保護に関して、保健福祉部次長の方で回答が用意できましたので、答弁いたします。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

大変申しわけございませんでした。

先ほどの御質問でございますけれども、21年度の実績からまず申し上げたいと思います。廃止世帯数、合計32世帯。人員が44名でございます。その内訳でございますけれども、純然たる自立といえますか、働きによる収入の増加、それが4世帯の5人。それから働き手の転入、これが1世帯の3人。それから、社会保障給付金の増加、それが4世帯の4人。あと、これも収入の増にかかわるものでございますけれども、仕送りの増加というものもございまして、これが1世帯の3人。それから、親類・縁者等の引き取りというものもございまして、これが1世帯の4人。主なものは、そういったところでございまして、これを合わせますと11世帯の19人が自立したというところをしております。

それから、ちなみに22年度の状況でございますけれども、現在、廃止世帯数が26世帯でございます。そのうち、収入増によって、いわゆる働いたりということで自立した世帯が6世帯、14人ございます。

以上でございます。

○相澤委員

非常に多い数字を聞いて、非常に安心いたしました。安心したというか、そういう表現がいいのかどうか分かりませんが、非常に希望が私は持てました。要するに、世の中の景気とか、いろいろな励まし等で生活保護から自立される方がこんなにいらっしゃるということは非常に私としてはうれしい数字をお聞かせいただきました。ありがとうございます。これからもそういう方向で頑張っていたいただきたいと思います。

○佐藤委員

三つあります。一つ目、35ページなんですけど、総務人事管理費というか何というか、なかなか言う場所がないので。来年度に向けて組織改編の提案もありまして、通りましたけれども、ことしいっぱいで総務部長と次長がやめますよね。一応定年ということになります。私、非常にそういう人事配置はまずいのではないかというふうに思いまして、同時にやめるという場所に一定のトップの方たちが同時についたという配置がどんなだったんだろうと。後に続く人の人材は豊富だとは思いますが、総務のトップとナンバー2と一緒にやめるというのはいかがなものかという感じしております。来年の人事の手当てに今から入っていくんだと思いますが、そういうところも考慮しながら配置をやっていかげんかと思っておりますけれども、どうですか。

○鈴木副市長

人事は総務部の所管でございますけれども、御当人ですので言いにくいと思いますので、十分その辺は配慮をして考えてまいりたいと思います。

○佐藤委員

いろいろ指導していく、そういう役割もありますし、育てていくという役割もありますので、ぜひその辺で御配慮をよろしく願いいたします。

次、51 ページです。児童扶養手当が父子家庭も対象となりました。ことしからなりまして、30 数世帯だかが対象になったというお話でしたけれども、それが 11 月いっぱいまで申請すれば、ことしの 5 月だか 4 月だかにさかのぼって手当を受けられるという制度だったようですが、それを知っていて手続をしたという御家庭がほとんどのようですけれども、知っていて行かなかったか知らなくて行かなかったかという方々が、この間事前に聞いたときには 10 世帯くらいあるというお話でしたけれども、それはいろいろなツールで宣伝していますということで、それはそれでいいんです。御苦労はあったとしますが、今からさまざまな部とか課でそういう場面があったときに、申請するのに漏れる人のないようなきちんと手だてを打っていくということが必要だなと。たとえ 10 世帯でも、もし知らなくて手続をしていなかったら、身近な言葉で言えば損をしたということになりますし、そういう意味では、そういう手だてをきちんととっていくことが大事だなというふうに思うんですが、とりあえず児童扶養のところをお願いしたいんですが。

○但木こども福祉課長

児童扶養手当の周知の関係でございますけれども、11 月末まで申請をいただきますと 8 月から 11 月分までが 12 月に支給が開始されるという状況でございますが、当初の見込み数では 49 世帯と見込んでおりまして、現在申請ありますのが 24 世帯という状況でございます。このほかに窓口に参加しまして、所得制限というものがあるものですから、それに該当するということで申請に該当しなかったという方もおります。申請に当たりましては 8 月の広報紙とか 11 月の広報紙並びにホームページで周知を図っておりますけれども、今後もお申請漏れがないように機会をとらえて周知を図ってまいりたいと考えております。

○佐藤委員

私が 11 月いっぱいまでだということに気がついたのが 3 日くらい前でして、ちょっと間に合わなくて提案しかねたんですが、仙台はどうだかわかりませんが、私が耳にしたのは他県の他市の話ですが、申請に間に合わなくなったときに、お仕事が忙しくて、例えば夜遅くまでとか休めないというようなお仕事の人たちが申請できるように、役所の窓口の申請を 8 時まで延長したとか、土曜日、日曜日をその期間だけ 10 日間ぐらい延ばしたとか、そういう努力をした自治体もあるようです。ですから、これからそういう部分で対象になったところでは、対応する市民が受けたいという意思がある人には全部対応できるような、そういう仕組みをこれからもぜひ考えていって、漏れなくできるような仕組みをつくっていただきたいと思いますので。これはこども福祉課だけでなく、すべての皆さんにお願いをしておきます。

次、71 ページです。連続立体交差事業、駅です。駅も上りが開通して、しばらくたちます。私も利用させてもらって、エスカレーターもエレベーターもあって快適なんですけれども、高いところにありますので、なれないうちはちょっと危険な感じも受けるということもあるんですが、いつかもお願いしたんですが、視覚障害者、目の御不自由な方のための安全対策というのを……。不自由な方、私ちょこちょこお見かけするんです。2 人で、あるいは 1 人でつえついで駅を利用しているとか、あるんですけれども、今は工事の人がホームで見えているんです。両わきのホームで見ている、何とか安全かなと思うんですが、全部完成し

たときに、私たちは目が見えるから高いところは恐怖感を覚えるんですが、不自由な方は見ることができないのでどうなのかなという思いはするんですが。しかし危ないことには変わらないので、JRに何とか対策をとって、どのようにしたらいいのかわからないんですが、安全対策をとってほしいということをお話したような気がするんですが、さらにまた対策がどのようにになっているかというあたりは、その都度確認をしていただければなというふうに思うんですけども、いかがなものがございますか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

今お話あった件、エレベーター、エスカレーターについては当然新しい駅ですのでバリアフリーという形で整備をする、完成時点では完全なバリアフリー対策を施すということでございますが、今現在ということも含めてですね（「はい」の声あり）御不便をかけているということで、上り線から下り線に行くときの階段、仮設階段という形でやっていますので、その辺は毎月定例会等で3者、宮城県、JR、多賀城市と定例会で会合をしていますので、なおその辺は安全対策については申し入れたいと思います。どのような形にするか、視覚障害者用のブロックを張っていく、あるいは手すり等の必要なところはつけていくという形になるかと思っておりますけれども、それについてはなお申し入れていきたいと思っております。

○佐藤委員

仙台の地下鉄は可動さくが全部ついて、事故が何回か頻発していたようですので安全対策をとられるようですが、あの路線でそういうことはちょっと考えられないので、人をちょっと配置するとか、そういうところで、高架になれていない利用者のための安全対策は、人の問題で解決する部分もあるかと思っておりますので、ぜひ都度話題にしながら、安全対策を怠りなく頑張ってくださいと思います。よろしくお願ひします。

○森委員

1点お伺いします。69ページのあやめ園整備でございます。あやめ園整備なんですけれども、いよいよあやめ園の、別の意味で多くの方々に見ていただけるような形での整備が始まるのかなということ。ましてや体の御不自由なの方々にも見やすい環境整備がされるんだなということで、非常にすばらしいことだと思います。まず史跡内、外郭内ということで、道路舗装ということ、この辺の整備に関しては問題はないのでしょうか。

○鈴木道路公園課長

文化財の方と舗装につきまして協議をしまして、合意を得ております。

○森委員

ちらっと耳にしていまして、奈良の1,300年祭で、実は史跡内で固定の施設はできない。もちろん多賀城もそうなんです。いつでも離せるようにとか、取れるようにとか、変えられるようにというふうな造成であれば構わないということをお話を耳にしていました。その辺のところをきちっと理解していないとまずいのかなと思ひまして、改めて確認をさせていただきました。

あと、多分もうあやめ園でも体の御不自由なの方々、今多賀城のあやめ園にもマイクロバスを裏側につけて、老健施設の方々もおりて、ぐるっと見て歩いているというところ。ということは、中も含めてアクセス、たまたまた下に中央公園整備事業があります。駐車場からのアクセス、あとは車いすが交差できるような仕組みもということで、その辺の要は体の御不自由なの方々の聞き取りはされる予定なんではないでしょうか。

○鈴木道路公園課長

実際に車いすで来訪される方等につきましては、商工観光課の方で聞き取りをしております。その関係で、あと車いすであるとか乳母車、そのほかにハイヒールを履いた方々が非常に歩きづらいという苦情をいただいております。それらに対応するというところでございます。

○森委員

観光をもメインに掲げた多賀城でございますので、それもましてや史跡内ということがあります。ということで、その整備が進めば進むほどお客様は本当にふえてくるのではないかとということで、まずどなたでも来ていただけるということ、バーンと打ち出していただければいいのかなということで、来年のあやめ園を楽しみにしておりますので。来年間に合うんですよ。そのための今回の補正ですよ。よろしくどうぞお願いしたいと思います。

それから、あやめ園のアクセスなんですが、ことし非常に気になったんですが、ガードマンが……。あやめ園の東側、中央公園の方から、仮設の駐車場を設けました。仮設駐車場から、あそこ、歩道と歩道の間が随分あるものですから、路上をどンドン渡っていくんです。結構危険なんだということをガードマンの方がおっしゃられたんです。皆さんここをどンドン渡っていくんだと。なかなか声が届かない。ここに歩道が一つあればいいんですけどもねとガードマンが。要は、仮設の駐車場からあやめ園の方へ、歴史資料館ですかね、ちょうどそちらの方にありましたので、そこからどンドン渡っていつてしまうということ。歩道があればいいんだけどもという声がありました。その辺も含めての整備が必要かと思うんですが、いかがでしょうか。

○鈴木道路公園課長

歩道設置等につきましては、今後、交通防災課の方と協議を進めまして、極力設置できるような方向で進めたいと考えております。

○森委員

ひとつその辺のところもよろしくどうぞお願いしておきます。以上でございます。

○尾口委員長

お昼の休憩です。再開は午後 1 時といたします。

午前 11 時 52 分 休憩

午後 0 時 59 分 開議

○尾口委員長

それでは、再開をいたします。

○鈴木道路公園課長

それでは、午前中に藤原委員から資料を求められた関係につきまして説明をさせていただきます。

図面の真ん中に 1,629.75 というふうに面積が記載してございますが、これが土地開発公社で買収いたしました全面積でございます。実際に図面の中央部のところに斜線と黒く塗り

つぶしている部分がございます。その部分と右下のサッカー場と書いてあるところと同じく斜線部分がございます。この両方、2カ所合わせて1,629.75平米、これが開発公社の方で買収をした面積でございます。

それで、実際に買い戻しが終わっている部分、斜線されている部分の面積でございますが、それが1,385.95になります。今回買い戻しを予定している部分が黒く塗りつぶしている部分でございます。243.8平米ということになります。これは、土地開発公社の方で平成18年に買収をした箇所でございます。

以上でございます。

○尾口委員長

これから質疑を再開いたします。質問のある方。

○松村委員

お伺いいたします。今の件で、69ページの中央公園整備事業の土地購入の件なんですけれども、もう一度お伺いしたいんですが、先ほど土地開発公社から買い戻した部分と、あとそのほかに補助金で買った、2通りで買ったというお話だったと思うんですが、それがこのことですか。もう一度御説明……。

○鈴木道路公園課長

先ほど予算のときに説明させていただきましたのは、この箇所の買収と、そのほかに今回新たに買収をする箇所がございますということで説明をさせていただいたものでございます。

○松村委員

その新たな場所というのは、どこですか。

○鈴木道路公園課長

新たな場所につきましては、現在交渉中でございますので、控えさせていただきたいと思っております。

○松村委員

では、新たな場所は別ということですね。この斜線と黒い塗りのところということではないんですね。わかりました。

それで、中央公園の買収のところ、この写真にも載っていますが、多賀城碑の方に上っていく道路のところに1軒、お家がございますよね。ここにも地図に載っていますけれども。ここはまだですか。

○鈴木道路公園課長

現在、図面の中央の部分の北側のお宅のことだと思っておりますが、ここにつきましては未買収となっております。

○松村委員

では、未買収は、どのくらいまだ残っているんですか、ここの区域で。

○鈴木道路公園課長

現在、事業認可をいただいております部分が玉川岩切線の下の部分の囲まれている部分が事業認可いただいている部分でございます。あと、今回の、図面の中央の外されている部分からあやめ園の部分の部分が囲まれておりますけれども、そちらの部分も事業認可をいただいている部分でございます。

それで、現在残っている部分……、ちょっとお待ちください。お待たせしました。現在まだ未買収となっている部分がございます、全体の面積が、事業認可いただいている部分が12.7ヘクタールでございます、そのうち97.36%が買収が終わっている区域でございます、あと地権者にいたしますと3地権者の買収がまだ未買収ということになっております。

○松村委員

わかりました。それで、今回あやめ園の道路舗装を中心に今後整備していくという方向で先ほどお話あったと思いますけれども、まずその道路整備なんですけれども、私も観光に関心あるということから景観とかそういう部分にかなり関心を持って、皆さんからのいろいろな意見とかも聞いているんですけれども、いろいろ設計されて、あのようなあやめ園になっている部分なので、一応計画どおりやっているということだと思いますが、結構多くの意見は、やっぱりあやめ園なのでとか、こういう公園には水辺が欲しいよねというようなお声があります。ここにはそういうものはないように思っていますけれども、その辺の計画変更とか考えられないのかということと、あと今回舗装されるということですが、どのような舗装を考えられているのか、お伺いしたいと思います。

○鈴木道路公園課長

現在の事業認可にも、あやめ園のわきの部分といいますか、ここの図面の部分で言いますと数字が書いてあります、買い戻しの「A=243.8」という数字が書いてございますけれども、その243.8のちょっと上くらいに、池を現在の事業認可でも計画をしております。水辺ということになりますと、現在の事業認可区域ではその部分が該当いたします。

また、どのような舗装ということでございますけれども、簡単に言いますとカラー舗装でございます、すずめ山のところに上がっていくところ、あそこが赤茶色といいますか、通称ベンガラ色とも言うんですけれども、そういったカラー舗装をする予定になってございます。これは文化財の許可の条件の一つで、色関係についてはそういった色をとということで、我々の方としては、アヤメとのコントラストを考えると余りあいった色の部分は非常にアヤメを殺してしまう部分も若干出てくるので、色についてはもっとくすんだ格好に配合等を調整させていただいて、そんなことで事業を進めたいと考えております。

○松村委員

私もそう思いますので、ぜひその辺、周りの景観にマッチするような、風景にですね、そういう方向の色にぜひ変えていただければと思います。やはりそういうことに対しては違和感があるということで、私たち探索ツアーとかで関心ある方に史跡案内とかもさせていただいている事業をしていますけれども、そういう声も現実ありますので、ぜひその辺は御検討をお願いしたいと思います。

あと、もう1点なんですけれども、今あやめ園駐車場ということで仮設駐車場みたいにして今使用させていただいておりますけれども、最近そちらにバスでよそのところから来た方を私御案内したとき、そこにバスをとめていただいて、そして多賀城碑と特別史跡を見たいというので御案内して私行ったんですけれども、バスをおりますと、多賀城碑の南門

跡のところは……、あそこを登るんですね、丘になっていますよね。登って、そして南門跡と多賀城碑をまず見て、そして政庁と、大体それが普通のコースなんですけれども、そのときに、その駐車場におりますと、ほとんどの方はあそこの斜面を登って南門跡の方に行くようになるのがほとんどなんです。本来でしたら、多分、こっちの水入り線を、市の方では水入り線を通して、そして上がってくださいというのが普通なんでしょうけれども、やっぱり真っすぐ行った方がすぐ行けるということで、どうしても皆さん、あそこのスロープを登ってしまうということなんです。

登りはいいんですけれども、帰りがすごく危ないというか。そういうことから、あそこに……、多分、今後歴まち法の方で回路整備ということで当然その辺は考えられていると思うんですけれども、実際やるというのは、きのうの説明会のお話によりまして来年、再来年にすぐというような形ではないと思いますので、できましたら簡易でもいいですので、来訪者の方が上がりやすいような簡易の何か階段というんですか、そういう入り口というのをつけられないのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○鈴木道路公園課長

まず、実際、玉川岩切線から北側の部分につきましては、特別史跡ということもございまして、道路公園課といたしましては、ここに書いてあります今回買い戻した分の下のところ、駐車場、これを来訪者のために整備をしたいという計画はあります。しかしながら、現在のところ、まだ県との文化財の発掘であるとか整備については合意がとれていないという状況にございます。それで、現在文化財課の方で担当しております保存の計画と、もう一つは歴まち法、あとは中央公園の整備というその三つの部分を整合をとりまして、極力早い時期に整備をしていくように調整を図っていきたいと考えております。

また、通路の部分でございしますが、通路の部分につきましても、今前段でお話を申し上げましたように、文化財の区域でございしますので、すぐに通路をつけるということについては大変な困難な状況にあるということをお理解願いたいと思います。

○松村委員

文化財課長、今のお話なんですけれども、課長はおわかりになりますでしょうか、言わんとしている場所。その辺はどうなんでしょうか。今、道路公園課長はそのような御答弁でしたけれども、簡易に、もう少し来訪者の方が、多賀城碑とか南門跡というのは目玉ですので、駐車場にとめた方が上がりやすいような、簡易でいいですので、そういう整備というのはできる方向で県の方に交渉というのをしていたのかどうか。していなければ、して、できる方向にならないのか、お伺いしたいと思います。

○高倉文化財課長

委員と思いは一緒ですので、今、道路公園課長がお話したように、このエリアに関連する各課、いろいろ検討なども進めておりますので、恐らくは暫定的な整備というような範疇の中で、できるだけ来訪者の人たちに危険性のないようなルートなり暫定的な整備ということを積極的に考えていきたいと思っております。

○松村委員

2点目でございます。81ページの特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画策定に要する経費の件ですけれども、この計画の件ですけれども、私、何回かこういうことに関して質問させていただいていたときに、去年から始まりまして今年度中にこの第3次保存管理計画をしますということで伺って、やっているというふうに感じています。そのとき、多賀城特別史跡のランドデザインとしてこれを今後考えていくということだったと思いま

すけれども、その計画の概要というんですか内容、どのような方向に、私たちも当然説明は後であると思いますけれども、今の状況、どういう方向に進んでいるのかということと、あと進捗状況、その辺をお伺いしたいと思います。

○高倉文化財課長

20年ぶりに見直しをしている管理計画につきましては、これまでも何回かお話ししてきたかと思うんですが、21、22の2カ年事業で進めておりまして、策定委員会をつくりながら、現在まで委員会3回、それから部会を5回、ワーキング会議を3回というふうに、これまでに10回にわたるような話し合いを含めて検討をしております。

まず、何よりも第2次と第3次の違いにつきましては、以前にもお話ししていると思うんですが、史跡に100%足を置いてつくった計画から地元と文化財の保存の両面でいこうということで、そちらに大きくシフトした考え方に基づいて、しかもこれまで昭和38年から買収をして保存をしてきた特別史跡を今後多賀城市の財産として活用していくという大変大きな問題を考えながら進めていくという立場で行っておりまして、当然この計画については私ども、来年年明けになると思うんですが、議会の皆さんにも御説明をして、取りまとめていきたいと考えておりまして、今鋭意検討中ということでございます。よろしいでしょうか。

○松村委員

もう少し、どんなイメージのものをつくっているのか、その辺まで説明いただければと思うんですが、何か余りにも漠然としています。

○高倉文化財課長

図面も何もなくて説明すると非常に漠然となって申しわけないんですが、多賀城の史跡の中の保存管理計画ですから、今後10年にわたってどういうふうに保存管理をしていくかというふうな、現状変更の申請に対してどう取り組んでいくかとか、あるいは発掘調査、環境整備、買い上げをどういうふうに進めていくか、そういう基本的な考え方を取りまとめるのがこの管理計画なんですけど、さっきもお話ししたように、この場所については、これからの多賀城の観光的な面からも、あるいは中央公園との取り合いの面からも、非常に大事な場所でございますので、多賀城跡を見学する上での中心になる場所でございますので、そういう意味で、中央公園、それから歴史まちづくり法との絡みも含めながら、総体的に検討していくということでございまして、その内容等については後で、全部定まっていますので、じっくりと御説明する機会を設けさせていただきたいと思っております。

○松村委員

今年度中というともう半年もないわけですから、もう大体出ているのかなという思いで聞きました。私が聞いたかったのは、ほぼ107ヘクタールの広大な面積の地域をどのように……。結局、史跡公園としてどのような公園にしていくのかなという私はイメージでしたものですから。例えば、この辺はこういうエリアにするとか。こういうのができているのかなという思いでしたんですけれども、そういうことを考えている計画ですよ、今回は、いいんですか、そういうふうに思っています。

○高倉文化財課長

その辺の活用のごとも考えてゾーニングをしていきたいというふうに思います。

○松村委員

すみません、私もしつこいようですけれども、もう少しちょっと突っ込んで聞きたいと思うんですけれども。そうしますと、当然こういう整備をしていくという方向に考えての計画だと思うんですけれども、私が一番疑問に思うことは、あそこの特別史跡の中の整備というものは宮城県が整備することになっていきますよね。そうですね。その辺は、例えば多賀城市でこういう公園にしたいということでエリアとか空間を決めてやる場合、その辺、宮城県は宮城県で整備計画というのが多分あると思うんですけれども、その辺の整合性はとれるようになっているのでしょうか。

○高倉文化財課長

整合性がとれない計画をつくる考えはありません。きのうもちょっとお話ししましたけれども、基本的に史跡の中の整備については、これまで昭和44年から県が調査、整備を進めてきた、そういう実態と歴史があります。私たちは今回この計画をつくるに当たって、きのうもちょっとお話ししましたけれども、多賀城市民が、あるいは県民が、活用できるような、あるいは望むような整備にシフトしていきたいと考えておりますので、したがって県だけの整備ということではなくて、役割分担をして、これまで文化庁の補助金しか文化財の中には事業が投入できなかったんですが、今、歴史まちづくり法で三者合同の歴まち法に基づく整備事業なども出ておりますので、そういうものを含めて取り組んでいく。したがって、今までは文化庁のお金だけだったんですが、そうでなくて、史跡の中の整備にも国交省なりそういうお金を入れていく、そういうことでいろいろ関係する部署との連携も含めて話し合いを進めているということでもあります。

○松村委員

確認していただきたいと思います。

私、ことしの10月だったと思うんですが、多賀城跡研究所の方で企画しております、ちょっと名前は忘れましたが、1年間の発掘の調査の結果を発表し、あとことしの報告と来年の整備計画というのを各先生方、委員とかに来ていただいてやる、ちょっと名前忘れましたが、そちらの方に傍聴に行かせていただきました。藤原委員もそのとき一緒に行って伺っていたと思うんですけれども。そのときに、宮城県がやるという多賀城跡の整備費用が750万円ぐらいなんです、年間。国から半分もらうにしても1,500万円ぐらいの整備でしかやれないものですから、結局今の現状がそうなんだなと私も初めて、何となくは聞いていましたけれども、理解いたしました。

そういうことから言うと、やっぱりあの程度の整備しかできないのかなと思っていたんですけれども、ああいう整備の仕方に対して、来訪者の方とか観光ボランティアの方、またいろいろな方から、いろいろな意見が出ているんです。本当にああいう整備でいいのだろうか。三大史跡と言いながらと言われている声をきのうもある方から、とても恥ずかしくて、あんなところには案内できないみたいな。それは極論にしても、そういう意見を私は多々聞くわけなんです。でも、宮城県としては750万円の予算づけしかできないのが県の今の現状であるということから、それを考えますと、私が言いたいのは、幾らそういう計画をつくっても、それを県に任せて今の予算でやっていたのでは、いつまでも進まないのではないかという思いから、もっと市としても、あそこを活用するという気があるのであれば、そういうことに対してもっと別な、歴まち法で何とかやりたいという方向で今取り組んでいるということではありますけれども、もっと市としてもそこに予算を投入してやるべきではないかというふうに思うんですけれども、市長、いかがでしょうか。

○菊地市長

今、高倉課長の方からお話あったとおり、歴史的風致維持向上計画をつくっているものですから、あれを恐らく松村委員あたりは読んでいらっしゃるかなと思いますけれども、多賀城にとってのこれから大きな歴史を生かしたまちづくりをやるための原点になる計画だと私自身が思っておりますので、あれを中心にして、多賀城市民の方々自身もあの計画をじっくりわかっていただいて、多賀城の特色あるまちづくりをあれによってつくっていきたいという思いでございます。

松村委員がおっしゃりたいことは、史跡をどのように生かすか、あるいは観光に結びつけるかというふうな視点で考えていらっしゃるんじゃないかと思いますが、地道なあれにのっとった計画づくりが、まち全体をいい方向に向かわせるのではないかという思いでいっぱいです。

○松村委員

予算をこれからも今まで以上に付けてそれを推進していくという方向でよろしいですか。

○菊地市長

あれは予算組みが膨大、全部やったら大変なことになりますよね。だから、どこをどういうふうなことで、相当の年次計画等を立てていかないと、10年、20年でできる問題ではありません、全部やると。ですから、今まで以上と言われても、どこからどこまでだかはわかり知れませんので、答えはできないなというふうな思いでございますから、その辺、あれ決まったらば、いろいろな形の計画づくりがあるかと思っておりますから、それにのっとったまちづくりをしていきたいということです。

○松村委員

優先順位を上げて取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○根本委員

51ページ、太陽の家の施設運営管理に要する経費ということで、非常勤職員報酬その他230万9,000円の増額補正となっております。きょうは、施設運営に要する経費ということでございますから、施設の運営についてお話をさせていただきたいと思っております。

太陽の家は、聞くところによりますと、大場町長、私ちょっとわからないんですけども、市長の時代ですか、太陽の家を創設した。これまで健常者と障害者の統合保育ということで全国的にもまれな施設である、こうすることで、多賀城の誇りの施設の一つだ、このように言われてまいりました。全国の自治体からも議会関係者の皆さんも多くの視察に訪れているという状況でございます。その後、多賀城の太陽の家のような施設ができたかという、できたようなお話は私自身は聞いていないんですけども、非常に注目をされているという歴史がございました。

最近になって、健常者35名、障害者が25名、定員が60名、こういう施設になっておりまして、健常者が定員に満たない状況にもなっているという状況になっております。これまで歴史が長い施設でございますけれども、その施設の運営、あり方、こういうことについて、全国的にもまれな施設であるからこのまま続けていくのか、あるいはこの施設の運営を今後どのように当局としてはとらえているのか、まずそれをお伺いしたいと思います。

○内海保健福祉部長

前段のお話については、太陽の家の成り立ち、その他については、全くそのとおりだと思います。ノーマライゼーションの精神に基づいて施設がつくられ、運営されてきた。それで、相互の発達を促すという趣旨で運営されてまいったわけですが、確かに現状、健常児の状態が非常に思わしくなくなってきている。そこにはいろいろな意見があるかと思えます。今健常児を預かっている保護者の方々につきましては、幼稚園に預けているんだという意識でおるようでございます。ですから、もっと自分の子供にも目を向けてほしいというふうな要望もあるようでございます。

一方で、障害の形そのものもいろいろな形で広がってまいりまして、特に発達障害、そういった部分での対応が割合としては多くなってきているのかなというふうに思っております。ただ、障害児にとって本当に十分な施設かという観点で見ますと、施設の運用のされ方があいつた形であるものですから、なかなかそういった意味では障害児そのものにとって十分なサービスが提供されているかどうかということについても疑問な状態になってきている。

そういったことからしますと、太陽の家という施設そのものが、どちらに軸足を置いた施設なのかということを見きわめながら、今後の太陽の家の方向なり何なりということを考えていかなくてはいけないのかなというふうに思っております。

○根本委員

部長が今おっしゃった現在の状況と感想、これは私も同じ認識でございます。一方で、保育の方は170名以上の待機者がいるという状況で、一生懸命今、待機児童の解消に向けて、市長も述べておりますけれども、取り組んでおられる、こういう状況です。にもかかわらず、それだけ少ないという状況でも、太陽の家には5,000円の保育料といえますか使用料、それに対しても定員が満たないということになっている。この現状、これをよくよく見ていかなければいけない。

それから、もう一つは、あの太陽の家の設置当初の目的、理念、これは今までずっと運営をしてきて、十分に所期の目的は達成しているのではないか、こういうことが一つあると思います。

それから、もう一方では、今部長おっしゃったように、子供たちの自閉症なり、あるいは発達に何らかの障害を持っている子供たち、手厚く対応しなければならないという新しいニーズもふえてきている、こういう側面もございます。あそこは未就学児童までの施設ですからね。そういった子供たちのあらゆるニーズを把握して、今後太陽の家の施設としてどういうあり方がいいのかということをよくよく検討していかないといけないのではないかと、こう思うんです。

また、行政経営という観点からも、多賀城市のお金を出して施設運営をしている、そして現在の状況がこのようになっている。一方で、まだ障害者のそういった発達の方への支援が不十分な施設のままという状況の中で、もっと十分な対応ができるような施設にする。例えば障害者自立支援法に基づく施設にしながら対応をばっちりしていく、支援をしていく、そういう受け皿としていく、そしてまた発達障害のそういう子供たちも受け入れていくというような、そういう方向性、時代に即した施設のあり方というものも私は検討していかねばいけないのではないかなと、こう思います。

発達障害児に関しては米澤委員が一般質問でやっていますからこれ以上は言いませんけれども、施設のあり方として総合的にこれからしっかりと市長を中心に検討していただきたいなと、このように思いますけれども、いかがでしょうか。

○内海保健福祉部長

おっしゃるとおりだと思います。そろそろ太陽の家の使命といったものをどういった形にしていくのかという議論はしっかりしていかななくてはならないだろうと思っています。先般、市長のところにも発達障害をお持ちのお子さんが陳情に参っておりますけれども、その際、申し上げられたことにつきましては、自分の子供が障害を持っている、あるいはどうも発達に遅延があるということについての相談をする場所、頼りにしたい場所がなかなか身近にないと。実はこれは法律上は県の役割でありまして、県の方ではそういった形での対応をやっておるわけなんですけど、いよいよ大変だという形でないと、なかなか運びづらいところ意識としてあるようでございます。そういった観点からしましても、ある意味、県の役割をすっきり背負うということではないにしても、何がしかの専門の職員を置いて、そこで対応ができるような体制がとれないものかどうか、これも一つの検討の課題だと思います。

ただ、太陽の家、委員御指摘のとおり、多賀城市の財源で今までやってきたわけですけども、何とか、そういった意味からすれば、制度にうまく乗っかる方法が見出されれば、そちら側の部分はそういった形で対応する、新たにサービスを付加する部分については今までの財源で何とか対応していくというような、余り新たな費用を発生しない形で太陽の家をうまく方向転換していけるのかなという希望は持っておりますので、その辺で何とか早い段階で結論を見出していききたいなというふうに思っております。

○根本委員

よろしくお願ひしたいと思います。

のぞみ園という施設がありまして、これは多賀城市で建てて、小規模作業所として長年やってきました。今は社協の方にお願ひをして、自立支援に基づく施設として運営をして、結構すばらしい内容になっていて、園長も一生懸命取り組んでやっているという内容を見ますと、どのようにしたらよりよいサービスの向上ができて、また多賀城市にとってもいい方向になるのか、その辺含めてしっかりと御検討をお願ひしたい、こう思います。

それから、67 ページです。ここに橋りょう維持費というのがあって、高橋跨線橋については追加補正でやるということをお聞きしました。その上の道路新設改良、新田南錦町線、あるいは南宮北福室線、これは当初の予算を減額せざるを得なかった。6 月補正でやりました。これは市の方針として道路公園課長も 25 年度までやる、減額されてもやりたいということで表明されておりまして、実は私、地元なものですから、住民の皆さんには 25 年度まであそこにつながりますよと、福室の市営住宅までですね、そういうことをアピールしているわけですが、今回つかなかったんじゃないかと思うとちょっと不安になってきているんですけども、25 年度までやるという決意と自信のほどをお伺ひしたいと思っております。

○鈴木道路公園課長

決意といいますと非常に難しい問題があるんですが、25 年度までに事業を終わらせるようなスケジュールについては修正をいたしまして、何とか終わらせたいということなんですけれども、何せ今回ほかの事業につきまして、御存じのとおり、補正についておるんですが、この部分についても同じく、同じくというよりもより強く要望を重ねて言ったところなんですけど、この事業二つにつきましては全然補正の方はつかなかったということでございます。実際には、今回の補正の関係についていろいろ考えてみますと、都市局事業、それについては要望した分は大体ついてるんですけども、道路局所管の事業については補正についてはつかなかったという残念な結果になっているということでございます。

○根本委員

25年度までの可能性というのは、今のところは言えないということですか。言いたくなかったらいいんだけども。

○鈴木道路公園課長

新年度の要望、間もなくあるんですが、そのときの県の感触によって判断させていただきたいと思います。

○根本委員

よろしくをお願いします。25年度に完成と言っているものですから。できれば御努力をお願いしたいと思います。

それから、69ページの高崎大代線関係なんです。これは、たしか25年度完成と以前言われたような気がするんですけども、完成年度というのはいつになっていますでしょうか。

○鈴木道路公園課長

委員おっしゃるとおり、そのような予定ではあったんですが、連立事業がおこなわれている関係がございまして、連立が上がった翌年に線路が撤去される、その後でないと工事ができないので、連立事業が終わった翌年度開通という予定にしております。

○昌浦委員

一つだけお聞きしたいと思います。

昨日の説明会において男女共同参画の中で、市の職員、今月初めの数字で450人というふうに説明を受けたんですけども、非常勤と派遣の方たちがかなりの比率をこの市庁舎内で占めているやに思えてならないので、非常勤それから派遣の方たちがどういう人数、延べでも結構ですから、どのくらいの年度でどのくらい……雇用と言ったら変ですけども、市の仕事やなんかにお手伝いをいただいているのか、おわかりになれば教えてください。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

お答えいたします。

正確な数字は今つかんでございませんが、基本的に非常勤、それから臨時を使う条件でございまして、冒頭で人件費の中で説明申し上げましたが、育児休業を取得する職員が年々ふえてございます。その中で、まず我々は担当課の方と協議するわけでございますが、その手当てとして、派遣職員がいいのか、非常勤がいいのか、正職員がいいのか、そういう協議をします。その中で、例えば8時間勤務する職員が欲しいという場合については臨時ということになりますけれども、そういうさまざまな条件で非常勤、臨時職員を充てている現状でございます。

大まかな数字でございますが、庁内に200人前後の非常勤、臨時が配置されているかなという感じでございます。

○昌浦委員

そこなんです。きのう、450人体制になったということですが、正規職が。22年12月1日現在で450人でいいのかわかるか、再度。きのう私がメモったのでお話をしているんだけども、450人に対して庁内に200人前後の非常勤あるいは派遣の方がいらっしゃるという

のは、正規職は減っていくけれども、逆に非常勤や臨時、いわゆる正規職以外の方たちがふえてきているような状況にあるように見えて、人件費というものの圧縮をかけていっている割には圧縮されていないのではないかと思うんですけれども、その辺どのように思っているのか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

まず、現状をお話ししますと、例えば保育所、今現在直営やっているのが五つの保育所がございます。その中で、将来的にはアウトソーシングということで計画を出していますので、保育士はここしばらくは採用してございません。ただ、現場については当然まだ運営しているわけですので、正職員それから非常勤の割合が6・4くらいの割合で、4割が非常勤という中で今現在運営しているということで非常勤の数が、200人前後ではございませんが、その中で3分の1くらいはそういう数字が出てくるのかなと思ってございます。

○昌浦委員

わかりました。私もきょうは漠然とした数値をもとにしてお話をしているので、いずれきちんとした根拠のある数字でまたお話をしたいと思うんですけれども、私がなぜこうやって手を挙げて質問しているかという、正規職は減らしているけれども非常勤が正規職の補完をしている。皆さん方が行政の改革とかなんか取り組んでいながらも人件費というのがそんなに減っていないのではないかという漠とした思いがあるので、今質問したんです。できれば正規職、それから非常勤と言われる補完していただく方も、減数になっていくような努力は当然していらっしゃると思うんですが、それを少し加速度をつけていただきたいと思って、この質問をしたわけです。それに対しては答弁要りませんけれども、私としては皮膚の感覚として漠と思ったものですから、今質問したわけです。いずれ、そういう方向で進んでいただきたいと要望しておきます。

○藤原委員

12月8日の条例審議の際に教育委員会から出された資料の中で、9月25日に副教育長が職責遂行中に極めて重大な発言をしているということがわかりました。私は、これは副教育長の資質にもかかわる問題ではないかと思ひまして、本会議の際に、補正予算のときに質疑しますということを通告しておきました。

それでお聞きいたしますが、まず副教育長にお尋ねいたしますが、本市は史都多賀城を標榜しております。史都多賀城ということは、歴史と文化を大事にする自治体であるというふうに私は認識をしておりますが、副教育長の認識を伺いたしたいと思います。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

多賀城市の進むべき道ということで史都多賀城を標榜している以上、それは多賀城市の目指すべき道だというふうに私も考えております。

○藤原委員

その点では私も全く同感でありまして、認識は一致しております。

そして、多賀城市は歴史や文化を大事にするがゆえに、奈良市あるいは太宰府市と姉妹都市も提携しております。多賀城市の歴史と教育、文化、スポーツを所管しているのは多賀城市の教育委員会です。あなたは教育委員会の副教育長という仕事をされておりますけれ

ども、教育委員会の副教育長というのはどういう仕事であるというふうに認識されていますか。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

教育長を補佐し、多賀城市の教育・文化行政を推進していく役目だと思っております。

○藤原委員

今度は教育長にお尋ねいたします。歴史・文化都市多賀城にとって図書館は非常に大事な施設だというふうに思います。そういう認識でよろしいですか。

○菊地教育長

そのとおりですね。

○藤原委員

よい図書館になるには、よい職員司書がいなければいけないと私は思うんですけども。できるならば、たくさんの司書がいた方がいい。しかも、同じ司書でも、素晴らしい司書がいた方がいいです、よい図書館になるには。私はそういうふうに思いますが、多賀城の文化・教育行政を携わる教育長としてはどういう認識ですか。

○菊地教育長

前の市長に思いいたして、多賀城に芸術・文化、そういうものを広めようということで30年前に東京の日野市をみずから行って、そして学んで、そして持ち帰ったものをつくったわけでありますので、これは当然、図書館運営といいますか、図書館ならずともですね、含めて、そういうふうなものは市に根づかせようとして進めてきたということは当然これからも進めていかなければならないと私は思います。以上です。

○藤原委員

私が聞いているのは、よい図書館運営をやるには力量を持った司書職員が必要ではないのか、違いますかと聞いているんです。司書というのは、御存じのとおり、図書館の専門職です。いい図書館運営をやるには力量を持った司書職員が必要ではないか、そういう認識はないんですか、教育長。

○菊地教育長

そのとおりだと思います。

○藤原委員

ところが、お隣に座られている方は、全く教育長の認識と180度の発言をされております。きょう皆さん資料を持ってきたかどうかわかりませんので、もう一度読み上げますので、聞いていてください。8日に出された議事録の19ページです。

多賀城市では現在、図書館のアウトソーシングの検討が進められています。そこの司書の能力がすぐれているからうまく運営できているという話があります。しかし、技術的にすぐれた能力を持つ司書がたくさんいればよい図書館かといえば、そうでもない。司書の資格がなくても、それと同等の能力を有していて、むしろ地元の区長などがフェース・トゥ・フェースで、あ、この人はだれだれさんだとわかる人材がたくさんいた方が来る側も迎える側もすごく安心なんですよね。

こういう話をされています。

この中身の吟味の前に、このように発言したというのは事実ですか。それとも、テープを起こした方が間違っ書いてのか。その点をまず副教育長、お答えください。

○菊地教育長

ふだん、うちの副教育長が私の前で、あるいはいろいろな会議で、そういうふうなお話を耳にしたことはありませんし、図書館運営についてさらに充実できればいいなというふうな話をしておりますので、何の経緯でそういうふうになったのか、あるのだろうと思いますので、もしそうであれば、この経緯についてお話を副教育長の方からしてもらいたいかなと思います。

○藤原委員

私は何でこんなに聞いているかという、あなた、あなたというか教育長の隣に座っている方、こういう話を繰り返しているんですよ、いろいろなところで。だから私は聞いているんです。だから、こういうことを言ったのか言わないのか。この議事録は間違っ出てきちゃったのか。間違っというの、筆記した方が間違っ書いてのか。それとも、あなたが言ったとおりここに文字になっているのか。どちらですか。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

直接テープは聞いておりませんが、担当者は忠実に再現したのだろうと思います。したが、いまして、私がおのように述べていることに間違いないと思います。

○藤原委員

私は中身の問題で言うと、二つの問題があります、ここで。一つは、図書館に司書は要らないと言っているんですよ、あなたは。「多賀城市では現在、図書館のアウトソーシングの検討が進められています。その司書の能力がすぐれているからうまく運営できているという話があります。しかし」と言っ、それを否定しています、あなたは。「技術的にすぐれた能力を持つ司書がたくさんいれば」。司書がいな中で司書と同等の力量を持つような職員が育つかというのは私はあり得ないと思うけれども、まず育つことがあるというふう私に譲歩します、あなたに。譲歩します。育つことがあるかもしれない、それは。だけれども、結局あなたは図書館には司書職員は要らないんだと言っているんですよ、ここで。何で歴史と文化を大事にしなければいけない教育委員会の副教育長が、図書館に司書職員は要らないというふうな話になるのか。どうですか。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

私の気持ちとしましては、決して司書が要らないというふうな気持ちで発言した言葉では決してありませんので、御理解をいただきたいと思います。

○藤原委員

では、どういう意味で言ったんですか。何を言いたかったんですか、ここで。文字はそうなっているんですよ。いいですか、これは教育委員会が出した資料ですよ。あなたが、教育長の隣にいる方が、本会議に条例審議のときに必要な資料として出した資料なんですよ。あなた自身が出した資料なんですよ。何を言いたかったんですか。すぐれた能力を持つ司書がいなくてもいい。そういう立場であなたは図書館に接してきたんですか、ずっとこの間。うなずけるところもあるんだけどね、あなたの対応を見ていると。どういう意味で言ったんですか、これは。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

今回の選定委員会の中身は、文化センターのアウトソーシングということでの議論の中で、今藤原委員の御指摘がありましたように、一部不適切な表現をしたことについては私も深く反省をしたいと思っております。

どういう意味でお話をしたのかということでございますが、その前段で、アウトソーシングをすること自体、そのことについては各委員も否定するものでは決してございません。たしか二つか三つ前にある委員がお話をしていたんですが、山形県の方にアウトソーシングをした文化センターを見に行ったときの一つの課題として、ある日突然、違った人たちがその会館に来る、見なれた職員はいなくなる、そうなる人がかわりますのでとても入りづらかったり、または相談しづらかったりというふうなことが課題としてあるということがございました。その話で少し議論がされたんですけども。こういった文化施設、公民館等も含めまして、市民の方がいつも気軽に受付とかに入ってくると、やあ、だれだれさん、おはようと言えるような、そういうふな関係というのが実は私たちの公共施設、いわゆる社会教育施設には、とても必要なのではないかとということでございます。

したがいまして、先ほども言いましたけれども、表現の方法、例題が適切でなかったことにつきましては深く反省したいと思います。そういったことで、いわゆるフェイス・トゥ・フェイスでいつも市民の方々の立場に立った施設運営をしていくことが私たちはとても大事だというふうに思っておりますので、そういったことの意味から私はそういう発言をしたというふうなことでございますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

○藤原委員

後段については、図書館の無理解から出てくるんです、こういうのは。「むしろ地元の区長などが」、留ヶ谷の区長も80近いですよ。西能ヶ田の区長もよく知っている人だけでも、70過ぎていますよ。役所からの下請もあって、うんと忙しい。そういう人がむしろ…、司書なんか要らない、そういう人がむしろ図書館にいた方がいいんだと。あなた、図書館は何だと思っておりますか。集会所。さっきの話でも、教育長は図書館には司書職員が必要だと言うけれども、あなたからは全然その話が出てこない。あなたのこれ、本音なんだ、だから。前段があるから、後段が出てくるんですよ。専門職なんか要らないんだと。地域を知る人が図書館にいれば、それでいいんだと言っているんだ、あなたは。そんな図書館行政がありますか。それで、あなたは、図書館に司書職員は要らないということはいまだに撤回していませんよ。図書館にはすぐれた司書職員が必要ですよと言っていないよ、あなた、この場に及んでも。「この期に及んでも」と言うのかな。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

区長などがという、その言葉の……、私もテープをもう一度本当は聞けばよかったのですが、私が言いたかったことは、区長が窓口とかの受付をすればいいということで区長を引用したのではなくて、区長だったり、そういった市民の方々の一人として区長を代用したのであって、受付をする会館の職員が区長を初めとする多くの市民の方々が来たときに、そういった方々の顔を知っていて気軽にあいさつできる、そういうことの一の代名詞として区長を引用させていただいたということでございまして、決して区長が受付をしたりとか、会館の職員をすればいいというふうな気持ちで私発言したつもりは毛頭ございませんので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。「てにをは」の違いでそういったことの解釈ができるかもしれませんけれども、私の気持ちとしては、多くの市民の方に愛される文化センターであってほしいということが1点。

それから、先ほどから何回か私も謝罪をしましたがけれども、優秀な司書はやっぱり必要だと私も思っております。それは、この場で慎んで訂正をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○藤原委員

私、あちこちであなたがいろいろな好き勝手なことを言っているから、あえて聞くけれども、司書の資格というのはどうすれば取れるんですか。ここまで言っているからね。答えてください。司書資格というのはどうすれば取れるのか。もちろん知っているんでしょう。教育長の隣の方に聞きますから。ほかの方、答えなくていい。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

専門の大学等に通いまして、それなりの単位を取得し、それで司書資格をいただけるということになっております。

○藤原委員

例えばどういう講座を受講しなければいけないんですか。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

詳細はちょっと私わかりませんが、単位数にして20何単位ぐらいだったと記憶しておりますが、司書に関するさまざまな単位で、たしかこの辺では富士大学とかの通信講座があったりとか、そういったことで取られている方がいらっしゃるようでございます。

○藤原委員

司書になる条件が何に規定されているかわかりますか。（「ちょっとお待ちください」の声あり）周りの人たちが教えてもいいから、読み上げてください。

○尾口委員長

教育長から。

○藤原委員

いや、あなたから聞きたい、副教育長から。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

ちょっとこの場ではわかりません。

○藤原委員

わかる人から聞いて、担当条項を読み上げてください。（「休憩」の声あり）

○尾口委員長

暫時休憩といたします。用意でき次第、また再開いたします。

午後2時01分 休憩

午後2時13分 開議

○尾口委員長

全員おそろいでありますので、再開をいたします。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

大変失礼いたしました。

図書館法の第4条に、司書及び司書補の資格取得に係る条文がございます。

それから、先ほど私、取得する単位等について20数単位と記憶しておったんですが、確認をしましたところ15単位以上ということでございますので、訂正をさせていただきたいと思えます。

○藤原委員

私言いたいのは、基本的なことをわかりもしないでへらへらするなというんですよ、私が言いたいのは、きちんと物事踏まえて言いなさいと。

それから、一つ気になったので聞きたいんだけど、図書館のアウトソーシングの問題については、教育長の一般質問の答弁、それから永沢課長の答弁によると、現在の図書館基本計画が24年までなので、基本計画をもう一回つくる中でどういう図書館を目指すのか、その過程で考えると言っているんです。ところが、あなたは、アウトソーシングは進んでいるんだと。そして、司書は要らないみたいな話をしているわけ。まさかそういう立場で基本計画がつくられるのではないでしょうね。どうですか。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

決して一方方向の概念でつくるといふ考え方は持ち合わせておりません。さまざまな角度から検証して、どんな形が一番多賀城市民の図書館としてあるべき姿なのかということをも十分検証した上で図書館計画をつくりたいというふうを考えております。

○藤原委員

私これで質問やめますけれども、私があなたに言いたいのは、一つは、さっきも言ったけれども、そもそも論をわきまえない暴論はやめてほしい。しかも、あなたは副教育長なんです。多賀城市の文化行政をつかさどるナンバー2なんです。その人がそもそも論もわきまえないで適当なことを言わないでほしい。そういう意味で私は、冒頭に何で多賀城は歴史・文化都市だと思いませんかと聞いたかということ、やはり教育委員会のナンバー2には知性と品性が求められるんです。一つは。

二つ目、私今うんと問題に感じているのは、現場で働く専門職に対する敬意の念がない、あなたに。私はその点については、よく反省してもらいたい。

三つ目なんだけれども、自分が本当に副教育長にふさわしいかどうか、考えてみてほしい。

以上です。

○板橋委員

68、69の3目の公園費の一番下、17番の公有財産購入費7,700万4,000円、先ほどいただいた資料を見ますと、これだけの面積にこのくらいの購入費がかかるんですか。平米幾らで買い戻したのか。面積と価格。

○鈴木道路公園課長

今回の買い戻す部分につきましては、先ほども御説明したように、243.8 平米でございますが、その面積の買い戻しの金額でございますが、3,106 万 8,609 円でございます。

○板橋委員

そうするとこれ……、平米数今計算していますが、そのほかの部分に関しての土地購入費というのは、どの部分なんですか。

○尾口委員長

先ほどの平米単価とあわせて、道路公園課長。

○鈴木道路公園課長

先ほどお話しいたしましたけれども、予定といたしましては、約 1,200 平米ほどの用地を新規に購入する予定でございます。その場所につきましては、先ほど前段で質問あったときにもお答えしましたけれども、現在交渉中ですので、控えさせていただきたいということでございます。

○板橋委員

そうすると、3,106 万の 243 平米というと、平米幾らで買い戻したのか。あと、土地開発公社でこの土地を買ったとき、何年に幾らで購入されたのか、その辺もあわせてお願いしたいんですが。1,200 平米を今後買い求めるということは、7,700 万円から 3,100 万円引いたところによると、4,300 万円前後。4,300 万円ということは平米 4 万円ぐらいになるんですね。3 万何ぼか。いいです、これ電卓で計算します。243 平米を 3,106 万円で購入したということは、平米 12 万 7,400 円前後。ちょっと高かった、計算間違った。いいです、計算しますから。電卓で多分はじき終わったと思いますので、よろしくお願いします。

○鈴木道路公園課長

公社の方の買い戻しでございますけれども、実際に土地だけではございまして、建物補償も含んでのことで購入をさせていただいております。それで、実際には面積と建物補償については案分をさせていただいて、建物補償の上乗せ部分も含めて買い戻しをしているということでございます。

○板橋委員

ずんずん答弁が変わってきている。今度建物。建物のこと、さっき言わないでしょう。3,106 万円を漠然と 243.8 平米で計算すると、平米 12 万 7,000 円。坪にしたらば 30 何万円、約 40 万弱。えらい購入価格だね。今のやつを全部整理して、資料を出してください。求めます。

○尾口委員長

板橋委員の先ほどの質問に対して、建設部長の方から整理して答弁をまずいたします。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

中央公園の土地を多賀城市の土地開発公社で買ったときに、買った土地の上に建物もございましたので、その建物の補償分も含めて公社で買ったわけです。公社から多賀城市が買い戻すときには、その建物と土地の合計の金額をあわせて公社から買い戻すものですから、平米当たりの単価に割り戻しますと、こういう金額になるということです。その詳細につ

きましては公社の方の資料になっていますので、用意しますので、少し時間をいただきたいと思います。

○板橋委員

今部長からそういうふうにして御答弁いただいたらわかるんです、内容が。そういうふうにしてさきに聞いたとき、これはこういうわけでこうなってこうですよということを書いてもらえば、何もこんなに2回も3回もお聞きしていないんです。部長が言ったことに対しては大体内容はわかりました。ただ、この件に関して、先ほど言ったように、買い求めたときの公社で買った価格と建物補償と、それに対して今回買い戻したやつ、これ3,106万円から建物の公社で買った分を差し引けば平米数出てきますよね、そうしたら公社で買ったのと今回買ったのの平米数が幾らなのか。

あわせて聞きますが、今の路線価、あわせて資料として出してください。以上です。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

少し時間をいただいて、資料をそろえたいと思います。

○尾口委員長

その間、質問される方いますか。

(「質疑なし」の声あり)

○尾口委員長

いらっしゃいませ。では、休憩に入ります。(「採決」の声あり) 質疑しなくていい。資料について質疑はなくていい。(「はい」の声あり)

以上で歳出の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

竹谷委員。

○竹谷委員

このやつはここで終結しないで、このままにして、次の議案に入って行って、それで出てきたときに終結するようにした方が議事整理上いいんじゃないですか。

○尾口委員長

でも、本人はわかったと納得したから進めたんですけれども。

○竹谷委員

いや、質問すると言っているから、来たら。

○尾口委員長

質問するの。さっき確認したとき、質問しないと。

板橋委員、資料に基づいて質問再開されますか。

○板橋委員

資料が出た段階でお聞きすることがございますから、次に、時間もったいないですから、進めてください。ただ、これは採決できないでしょう。

○尾口委員長

それでは、その間、先ほど収納課長の方から会議に入る前に説明のありました資料について佐藤恵子委員から質問の申し入れがありましたので、これを受け付けておきたいと思います。

国保に入る前に、佐藤恵子委員からの質問を受け付けることで一般会計の説明に入っていますので、この場で質問を受けたいと思います。

○佐藤委員

何だか気が抜けたような気がしますけれども、採決終わった後ですからね。何だか複雑な気持ちですが。

こんなに資料を出していただいて、感謝申し上げます。御苦労さまでございました。もう採決終わったからゆっくりでもよかったんですけども、急いで出していただいたのだと思います。ありがとうございます。

皆さんにお手元に届いていますけれども、引き上げの影響を受けるだろうという方たち、総所得金額等のないもの、いわゆる所得がゼロ円の人も含めて、申告していない人、それからお金の入ってこない人、そういう方たちも全部含めた人たちのところの未納世帯が20.6%あると。それから、33万円以下というところでは、これは保険料の一定の基準値だろうとおっしゃっていましたが、そういう方たちの収入層では……、収納率でいくと、78.37%と83.70%ということになります。やっぱりここだと下の収入の高い方から見ると、収納率が悪くなっているというのは歴然としているというふうに思います。

こういうところで、何回も言いますが、説明をしないで引き上げていくということについて、どんなものかと。しかも、そのことをこういう資料をもとにしないで議論をされたかということがはっきりしたという点では、税金を集める、そういう態度が民主的でないというふうに批判されてもしょうがないと私は思います。きちんと説明をしながら理解を得ていくと。市の側の努力の理解ももらいながら、支払っていただく方々の理解も得ていただくという努力を重ねるべきだと私は改めて思います。

ですから、このことに対して議会は賛成をしました。皆さん方も提案を強行しました。どちらも責任というか、そういう意味では批判をされるという立場に立つかと思いますが、私たちは私たちの立場で頑張りますけれども、滞納がふえて大変だということにならないように、しかもこれによって医療を受けられない人がふえてくるのが一番の問題です。そのことに対しても言及されていない。どういうふうに低い人たちの手当てをするのか、保険料での配分をしていくのかという点でも議論されていない。ただお金があっちからこっちに移動するというだけの話でしか見られていないという点では大変残念な結果だと思います。改めて市民に……、私たちは私たちの立場で説明していくんですけども、両方の責任が問われてくる結果にならなければいいかなというふうに思いますので、質疑したってしょうがないから、しません。意見だけ述べておきます。終わります。

○尾口委員長

それでは、一般会計の採決に入る前に、国保会計に入りたいと思います。

- 議案第 72 号 平成 22 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

○尾口委員長

次に、議案第 72 号 平成 22 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

- 歳入歳出説明

○尾口委員長

関係課長から説明を求めます。収納課長。

収納課長の説明を求めます。

○佐藤収納課長

恐れ入りますが、資料 1 の 86 ページをお願いいたします。

第 1 表、債務負担行為補正でございます。

今回追加いたしますのは、納税勧奨・収納等業務委託でございます。この業務委託は平成 20 年度から外部委託しておりますが、本年度で契約が満了するものであることから、改めて債務負担行為の設定を行うものでございます。

期間は平成 23 年度から平成 25 年度まででございます。限度額は月額基本料に収納金額で算出した委託料を加算した額でございます。

この表現では非常にわかりにくいので具体的な数値で説明申し上げますが、平成 20 年度と平成 21 年度の実績をまず御説明いたします。平成 20 年度は 1 万 8,201 件の訪問で 1 億 3,391 万円を徴収いたしまして、支出した委託料は 1,680 万円でございます。平成 21 年度は 1 万 8,765 件の訪問をいたしまして 1 億 2,919 万円の徴収で、委託料の支出が 1,750 万円となっております。

次の 87 ページでございますが、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについて、前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書がございますが、事項、限度額、期間等については、ただいま御説明したとおりでございます。

この委託業務につきましては平成 23 年度からの業務でございますが、本年度中に契約等の事務処理を開始するために債務負担行為を設定させていただくものでございます。

なお、予算措置につきましては、実績を踏まえて平成 23 年度の予算に計上させていただくものでございます。

以上で説明を終わります。

- 歳入歳出一括質疑

○尾口委員長

これより質疑に入ります。今の収納課長の説明に対して質問。

○昌浦委員

要望をお願いしたいと思います。今、20 年度と 21 年度の実績、20 年度で 1 万 8,201 件云々というやつ、これこのくらい余白あるんですから、書いておいてもらえばいいんです。

やっぱりそのくらいの親切というのがあってもいいと思うんだな。どうなんでしょうかね、その辺は。原課の人じゃなくて、提出をする責任ある部署の方にお答えいただくのかな。

○永澤市民経済部長

ただいまの件につきましては、今口頭で説明申し上げましたが、決算の主要な施策の成果ですべて表現させていただいておりますので、そちらで御勘弁いただきたいと思います。

○昌浦委員

お互いに共通の理解に立って、質問あるときは質問あるんだから、その手間を惜しんでどうするの。決算で出ているから、それでいいとおっしゃるの。それはやっぱり、説明を懇切丁寧にやって、議会の了解を得たいと思うのであれば、この辺あたりはお載せになった方がいいんじゃないですか。ハンで切ったように、決算でやっているから口頭で言っているんだというふうなお考えを持っているとしたら、もつてのほか、とんでもないよ。どうなんですか。

○永澤市民経済部長

市長公室財政担当と後ほど相談させていただきます。

（「質疑なし」の声あり）

○尾口委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾口委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 72 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立全員）

○尾口委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、職員の席の入れかえがありますので、暫時休憩をいたします。

午後 2 時 37 分 休憩

午後 2 時 42 分 開議

○尾口委員長

全員そろいましたので、会議を再開いたします。

- 議案第 71 号 平成 22 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）（採決）

○尾口委員長

まず、先送りにしておりました議案第 71 号の採決を行います。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾口委員長

御異議なしと認めます。

それでは、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○尾口委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 議案第 73 号 平成 22 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

○尾口委員長

次に、議案第 73 号 平成 22 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

- 歳入歳出説明

○尾口委員長

関係部課長等から説明を求めます。介護福祉課長。

○松岡介護福祉課長

それでは、介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の説明をさせていただきます。

資料の 1 の 96 ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

1 款 3 項 1 目介護認定審査会費 19 節負担金、補助及び交付金で 58 万 1,000 円の増額補正でございますが、これは今年度における負担割合の確定に伴う塩釜地区消防事務組合への負担金の増額でございます。

次の 98 ページにつきましては人件費ですので、説明を省略させていただきます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、94 ページにお戻り願います。

7款1項1目一般会計繰入金で61万3,000円の減額補正でございます。

説明欄1の職員給与費等繰入金は2万9,000円の増額で、職員給与等の増額によるものでございます。

2の事務費繰入金は64万2,000円の減額で、これは次の雑入の増額に伴うものでございます。

次に、9款3項3目雑入で122万3,000円の増額補正でございますが、これは平成21年度塩釜地区消防事務組合負担金の確定に伴う認定調査業務委託料の返還金でございます。

歳入は以上でございます。

あわせて、以上で介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

● 歳入歳出一括質疑

○尾口委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

（「質疑なし」の声あり）

○尾口委員長

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾口委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第73号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立全員）

○尾口委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第74号 平成22年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○尾口委員長

次に、議案第74号 平成22年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

● 歳入歳出説明

○尾口委員長

関係部課長等から説明を求めます。下水道課長。

○江口下水道課長

それでは、下水道事業特別会計第3号補正予算について御説明を申し上げます。

資料1の109ページをお願いしたいと思います。

こちらは総務費でございますが、先ほど御説明申し上げました人件費なんですが、補正額の財源内訳で一般管理費のうち、後ほど説明申し上げますが社会資本総合整備交付金の内示額変更に伴う事業内容変更によりまして、財源の組み替えを行っております。

次に、113ページをお願いいたします。

3項2目汚水管理費でございます。こちらにつきましては34万9,000円の増額補正でございます。こちらにも人件費が含まれておるんですが、説明欄2の汚水管理事務に要する経費101万4,000円の減額補正をするものでございます。これにつきましては、27節公課費におきまして、前回9月の議会において消費税の880万円の追加補正を議決されておりますが、塩釜税務署の方に確定申告書を提出した後に課税区分の判定に誤りがあることが判明したことにより、消費税額から控除する課税仕入れ税額がふえたために更正申告の手続を行っております。この結果、21年度分の消費税額につきましては3,284万9,500円ということになりまして、既に9月の議会終了後に納入しておりました3,523万6,700円、3,523万6,700円の税額を既に納入しておりますので、この差額分238万7,200円の還付が発生いたします。この還付につきましては後ほど説明させていただきます歳入の方での受け入れを行うようにしております。

歳出におきましては、12月の中間納税分が当初申告分の4分の1、それから3月期の中間納税分、今回更正したやつが4分の1ということで、12月と3月末の中間納税がトータルで予算額と比較しまして73万6,000円ほど減少することになりまして、101万4,900円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、115ページをお願いしたいと思います。

公共下水道建設費でございますが、これにつきましては2,049万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。説明欄1の公共下水道の単独事業分でございますが、こちらについては1,030万円の減額をお願いするものであります。こちらにつきましては、工事請負費におきまして、多賀城駅周辺土地区画整理事業関連の道路改良工事に伴い支障となる污水管移設に係る経費について1,030万円減額をお願いするものでございます。これは、当初予定しておりました2カ所分でございます。1カ所目がタカセ美容室前の交差点の道路改良、それからもう1カ所が「ほっともっと」のところの工事の中止ということで、こちらの減額をお願いするものでございます。

それから、9月議会に400万円の補正を組んでおります伝上山1丁目の国有地の売り払いに係る関係でございますが、財務局との打ち合わせの結果、土地を一部、管路を移動して、移動する箇所の土地を売っていただけるということで話がつきまして、そちらの方に工事請負費の方から土地購入費として149万7,000円を17節の方に組み替えをお願いするものでございます。今回、土地の購入に当たりましては、今年度の評価基準書の路線価を基準に算定いたしまして、路線価から割り出した金額に24.44平米を掛けますと149万7,000円の数字になってございます。こちらについては、財務局の方と額的なものについてはこれから最終的な詰めに入るので、今のところ予定の金額ということになります。

続きまして、説明欄 2 の下水道総合地震対策に係る経費につきまして 1,019 万 8,000 円の減額をお願いするものでございます。こちらにつきましては、国・県の承認に時間を要したことから内示額が変更したものでございまして、地震対策分といたしましては内示額が 1,000 万円減額となったことにより、今年度の事業内容を中央雨水ポンプ場の耐震診断業務のみに変更し、それに合わせて事務費の減額補正も行うものでございます。耐震診断業務につきましては起債対象とはなりませんので、一般会計繰入金への財源の組み替えもお願いするものであります。

それから、中央ポンプ場耐震診断を 360 万円増額して 1,250 万円にし、起債対象となっていた耐震設計の 1,360 万円を全額減額し、委託料総額で 1,000 万円の減額をお願いするものでございます。

次に、117 ページをお願いいたします。

公債費でございます。こちらにつきましては、484 万 6,000 円の減額補正でございます。

説明欄 1 の借入金償還費（元金）につきましては、財源の組み替えでございます。これは、後ほど説明申し上げますが歳入において下水道事業債特別措置分でございますが、この発行可能額の増加と、先ほど御説明申し上げました消費税の更正申告による消費税還付金の追加、それから建設事業費等の減額による下水道使用料及び一般会計繰入金の充当先の組み替えでございます。

それから、説明欄 2 の借入金償還費の利子分でございますが、23 節につきましては、21 年度に借入れを行った地方債の借入れ金利が確定したことに伴って、平成 22 年度当初予算額に不用が生じたことから、その不用額 484 万 6,000 円を減額するものでございます。

続きまして、107 ページにお戻り願いたいと思います。

歳入の御説明をさせていただきます。

3 款 1 項 1 目下水道事業国庫補助金につきましては、歳出でも御説明申し上げましたとおり、下水道総合地震対策に要する経費の社会資本整備総合交付金の計画間流用によりまして地震対策事業分の内示額が 1,000 万円減額したことにより、補助率が 2 分の 1 でありますので、500 万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、6 款 1 項 1 目一般会計繰入金でございますが、1,199 万 7,000 円の減額補正をお願いするものでございます。これは、後ほど御説明申し上げます歳入において下水道事業債特別措置分の発行可能額の増加と消費税の還付、それから雨水管理人件費、公共下水道事業単独、借入金償還費（利子）の減額補正により合計で 2,983 万 9,000 円の減額要因があったものの、歳出で御説明申し上げました地震対策に要する経費の公共下水道事業債から一般会計繰入金への財源の組み替え及び職員人件費の増額等により合計 1,784 万 2,000 円の増額要因があったことから、結果的に 1,199 万 7,000 円の減額というふうになったものでございます。減額要因が 2,983 万 9,000 円、増額要因が 1,784 万 2,000 円、差し引き 1,199 万 7,000 円の最終的な減額となったものでございます。

続きまして、8 款 2 項 1 目雑入でございますが、238 万 7,000 円の増額補正でございます。これは、先ほど歳出で御説明させていただきました消費税の更正申告による消費税還付金の追加補正でございます。

続いて、9 款 1 項 1 目下水道事業債で 740 万円の減額補正でございます。こちら 1 節の公共下水道事業債につきましては、歳出でも御説明させていただきました地震対策に要する経費の社会資本整備総合交付金の計画間流用により、地震対策事業分の内示額が減額とな

り、今年度実施する中央雨水ポンプ場の耐震診断業務が起債対象とならないことから、780万円の減額補正をするものでございます。

続いて、4節の下水道事業債特別措置分でございますが、こちらにつきましては、当初予算編成時に端数処理の誤りによりまして40万円の追加補正をお願いするものでございます。実際発行可能額が9,142万1,000円で、起債借入額が10万円未滿を切り捨てるところ100万円未滿を切り捨てたことにより、本来9,140万円借り入れるところを9,100万円としたことによるものでございます。それで40万円の追加補正をお願いしたいと思っております。

続いて、資料2の14ページをお開き願いたいと思っております。

こちらに今回の補正までの下水道事業元利償還金の内訳と財源の内訳を掲載してございます。一番上の当初予算時の中段から下の合計欄でございます。ここには合計欄で当初予算時に20億389万2,000円、これを補う財源といたしまして、下水道使用料3億5,363万5,000円、資本費平準化債を4億9,400万円、下水道事業債特別措置分を先ほど説明申し上げました9,100万円、下水道事業受益者分担金及び負担金201万1,000円を充当し、最終的に一般会計繰入金は全体で10億6,324万6,000円としておりました。今回の3号補正後におきましては、中段の合計欄で、こここのところの利子支払額で484万6,000円減額により、19億9,904万6,000円。この財源を補う財源といたしましては、下水道使用料が1,396万5,000円減の3億3,967万円、資本費平準化債が160万円増の4億9,560万円、下水道事業債特別措置分で先ほど御説明申し上げました40万円増をいたしまして9,140万円、受益者分担金・負担金については増減がございません。結果的に一般会計繰入金は1号補正から3号補正により711万9,000円増の10億7,036万5,000円ということになります。

これで下水道特別会計の説明を終わらせていただきます。

申しわけございません、103ページをお願いいたします。こちらは地方債補正で、公共下水道事業債特別措置分については先ほど御説明申し上げたとおりでございます。公共下水道事業、限度額が2億580万円に対しまして補正後の限度額1億9,800万円ということになってございます。よろしくをお願いいたします。

○尾口委員長

以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○尾口委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

○昌浦委員

一括ですよ。108ページなんですけれども、淡々とごめんなさいと言われると何だとも言えなくなるんですけれども、要は40万円、ちゃんとこれから計算してやっていただきたいと一言申し上げたいと思っております。

そこで、歳入歳出両方に出ているんですけれども、公課費、ページ数で言うと108と114に、污水管理事務に要する経費、238万7,200円、歳入の方では238万7,000円になっているんですけれども、これは余計に納めているので、還付されてくるときには利子がついて戻ってくるのでしょうか。

○江口下水道課長

ただいまの御質問でございますが、還付加算金につきましては、今回の場合はついてこないということになっております。これにつきましては、国税通則法の58条の1項2号によりまして、更正請求が10月28日になっております、それで更正通知が11月24日になっておりまして、税務署からの還付金が11月24日ということになります。12月25日以降に還付される場合には還付加算金がつくということになってございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○昌浦委員

言い方悪かったのかな。下水道事業債の40万円に関しては「以後気をつけます」とか、御答弁いただきたかったんです。それが一つ。

それから、今のお話では、要は期日前に還付がなされたから利子の発生はなかったと理解していいわけですか。その点、もう一つ。

○江口下水道課長

そのとおりでございます。

○昌浦委員

何だや、気をつけると言わないと……。

○江口下水道課長

40万円につきましては、以後注意するように指導していきたいと思ひます。どうもすみませんでした。

○昌浦委員

課長なんですから、あなたも当事者なんですよ。「注意いたします」という答弁の方がいいんじゃないかと思うので。どうなんですか。

○江口下水道課長

はい、以後注意いたします。

○尾口委員長

ほかに質疑ありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○尾口委員長

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○尾口委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 74 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○尾口委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 議案第 75 号 平成 22 年度多賀城市水道事業会計補正予算 (第 3 号)

○尾口委員長

次に、議案第 75 号 平成 22 年度多賀城市水道事業会計補正予算 (第 3 号) を議題といたします。

- 収入支出説明

○尾口委員長

関係部課長等から説明を求めます。水道事業管理者。

○板橋水道事業管理者

それでは、さきの第 3 回定例会の補正予算特別委員会において藤原、竹谷両委員から資本費平準化債の活用について総務省の見解を確認したらというアドバイスをいただきました。このたび総務省からその見解が示されましたので、その内容について小幡管理課長から初めに、きょう朝に皆さんのところに配付した資料をもって御説明申し上げたい、このように思っておりますので、よろしくお願いたします。

○小幡管理課長

それでは、本日配付いたしました資料に基づき御報告申し上げます。

まず、本市から国の制度担当部局へ照会を行い回答を得ることにつきましては、これまで県を通じ国への照会を行ってきた経緯がございますことから、10 月 8 日に宮城県市町村課を訪ね、本市におけるこれまでの議会審議等の経過と国への照会事項について説明し、国の担当部局への取り次ぎを依頼いたしました。

県の方からは、本市の照会事項としている内容については、起債の適債性の判断、起債への同意等については県知事が行うものとされていることから、県知事と国との判断、取り扱いは同一でなければならず、そごがあってはいけない事項であることから、県が国に照会、協議し、意見の統一を図ることとするとの回答を得ました。

その後、10 月 18 日に県より、国からの回答内容について伝達を受けました。その内容については次のとおりでございます。

まず、平成 21 年度で発せられた数字が平成 22 年度では発せられなかった点については、同意等基準運用要綱と通知との整合性を図ったものであり、このことから、通知にあった

「または生じる見込みであること」が除外されたものであり、その点についての取り扱いについては狭められたものと判断されるものであること。

次に、経営上の収支に著しい影響が生じている場合の判断基準については、指標となるべき指数等については明確な判断基準はないこと。

起債の同意に係る適債性の判断については、総括原価主義に基づいた適正な料金水準を設定し、自治体・事業体が起債申請を行うのであれば同意することとなる。

元金償還金が減価償却費を上回っていることが著しい影響であるかどうかは、自治体・事業体の経営判断によるものである。

との回答を得ましたので、以上、県を通じてではございますが、本市における照会事項について国からの回答を得ましたので、御報告いたします。

以上でございます。

○櫻井上水道部次長(兼)工務課長

それでは、資料 1 の 119 ページをお開き願いたいと思います。

平成 22 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 3 号）について御説明を申し上げます。

第 1 条は総則でございます。

第 2 条は業務予定量でございます。

第 2 条第 4 号のアは配水管整備事業費でございますが、2 億 4,285 万円を 64 万 6,000 円増額して 2 億 4,349 万 6,000 円に、同じく第 4 号のイ、配水管改良事業費 7,693 万円を 1,614 万 5,000 円増額して 9,307 万 5,000 円に改めるものでございます。

第 3 条は収益的収入及び支出でございます。予算第 3 条中に定めた収益的支出の予定額の補正をお願いするものでございます。第 1 款水道事業費用で 1,172 万 3,000 円減額し、16 億 8,755 万 5,000 円とするものでございます。減額の主なものは人件費でございます。

第 4 条は資本的収入及び支出でございます。第 4 条本文括弧書き中、資本的収入が資本的支出額に対する不足額 5 億 1,231 万 2,000 円を 1,559 万 5,000 円増額し 5 億 2,790 万 7,000 円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,470 万 4,000 円を 93 万 6,000 円増額し 1,564 万円に、建設改良積立金 1 億 4,425 万 3,000 円を 1,465 万 9,000 円増額し 1 億 5,891 万 2,000 円に改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第 5 条は、議会の議決を得なければ流用することのできない経費でございます。予算第 8 条第 1 号は職員給与費でございますが、2 億 3,813 万 7,000 円を 1,003 万 7,000 円減額し 2 億 2,810 万円に改めるものでございます。

次に、123 ページをお開き願いたいと思います。

補正予算説明書の収益的収入及び支出でございます。

まず、上の表で収益的支出について御説明申し上げます。

1 款水道事業費用で、補正予定が 1,172 万 3,000 円の減額補正でございます。この主なものは職員人件費で、人事院勧告と人事異動に伴う影響額として減額するものであります。

まず、1項1目原水及び浄水費で356万2,000円の増額補正でございますが、課内異動に伴います職員間の給料等の影響額でございます。

次に、2目配水費で529万6,000円の減額補正でございますが、これも課内異動に伴います職員間の給料等の影響額と人事院勧告に伴う給料、職員手当などの人件費の減額でございます。

5目業務費で1,031万6,000円の減額補正でございますが、人事異動に伴う職員間の給料等の影響額及び年度途中での異動によるものでございます。

6目総係費で126万3,000円の増額補正でございますが、人事異動に伴う職員間の影響額でございます。

次に、2項営業外費用で93万6,000円の減額補正でございます。これは、2目消費税及び地方消費税で支払い消費税の減によるものでございます。

次に、下の表になりますが、資本的収入及び支出でございます。

まず、収入から御説明申し上げます。

1款資本的収入で119万6,000円の増額補正をお願いするものです。これは2項1目他会計負担金でございますが、配水管整備工事並びに留ヶ谷線道路改良に伴う消火栓改良2基が発生したことによる一般会計からの負担金でございます。

次に、支出でございますが、1款1項建設改良費で1,679万1,000円の増額補正でございます。

1目配水管整備事業費64万6,000円の増額補正でございますが、職員人件費によるものでございます。

2目配水管改良事業費で1,614万5,000円の増額でございます。内訳といたしまして、消火栓改良2基に係る工事費で114万5,000円、留ヶ谷線道路改良工事に伴う配水管移設工事で1,500万円でございます。場所につきましては中央2丁目地内の生協前の場所でございますけれども、100ミリ・150ミリ移設管延長255メートル、それから187メートルの移設管の撤去工事という内容でございます。

最後になりますが、ここで補正後の損益計算書について説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、資料の2をお願いいたします。

資料の2の一番最後のページ、15ページをお開きください。

損益計算について、当初予算と今回の補正後との比較表でございます。大枠で囲まれた部分が補正後となります。その右隣が当初予算との比較差し引きとなっております。今回の3号補正におきましては、借方費用の部、職員人件費の減額に伴い1,078万7,000円の減額補正となり、さきの高料金対策補助金の補正9,295万円3,000円と合わせますと、結果的に当年度純利益は2億2,600万5,000円となり、当初予算と比較して1億374万円の増となりました。

以上で説明を終わります。

- 収入支出一括質疑

○尾口委員長

これより収入支出一括質疑に入ります。

○藤原委員

資料の2の15ページなんですが、まず最初からこの資料を出していただきましてありがとうございました。今幾らもうかりそうなのかということが一目瞭然でわかりまして、大変ありがたいなというふうに思っております。

私伺いたいのは、ことしの夏は非常に暑かったんです。それで多少は水が売れたんじゃないかと期待しているんですが、この補正にはゼロのまま変化がないようになっているんですが、その点についてはいかがだったのでしょうか。

○櫻井上水道部次長(兼)工務課長

確かに7月、8月、9月での高温で水は確かに売れてございましたけれども、料金につきましては、前年度と比較しますと、料金改定をいたしたということもありますので、下がっているという傾向でございます。今のところです。これにつきましては、2月で最終補正でお願いしたいと考えてございます。

○藤原委員

下がっていると言った、上がっていると言った、料金収入。

○櫻井上水道部次長(兼)工務課長

料金収入的には下がってございます。

○藤原委員

それから、冒頭に説明いただいたこの資料なんですけれども、これも約束を守っていただいて、政府に問い合わせいただいてありがとうございました。政府の立場ということに限定して質疑をしたいと思えます。

2ページです。一つ言っているのは、21年度は、「または生じる見込みがあること」、つまり現時点においてはまだ減価償却費を元利償還が超えていなくても見込みがあるときには申請してもいいよということだったけれども、それはだめだ、きちんと実績として減価償却費を元利償還が超えたときなんだよということでこれは書いていると思う。ただ、多賀城の場合は、既に減価償却費を元利償還が超えていますから、これは多賀城としては関係ないことになるというふうに理解しているんですが、その点についてはどうですか。

○小幡管理課長

今委員がおっしゃったとおり、現時点では減価償却費よりも元金償還金の方が多くなっておりますので、運用基準の要綱は満たしていると思っております。

○藤原委員

それから、今まで管理者の経営判断と制度をごちゃまぜにして説明してこられたので混乱が生じていたんですが、要するに国の制度としては黒字のときは使えないとか、値上げするときしか使えないとか、そういうことは一切ないと。とにかく元金償還が減価償却を上回っている場合は使えるよと。それを使うか使わないかは経営判断だよと。それしかないということですね。しかも、この文章、下から3行目、政府の回答が私は非常に丁寧だと思います。元金償還金が減価償却費を上回っていることにおいては、多少であれ、何らかの影響は生じていると思われる。わざわざ政府がそういうふうに言っている。使えるんだ

よ、あなたのところは、私はそういうふうに言っているように聞こえるんだけど。減価償却とそれを超える元金償還との差額は使えるという以外に、とにかく条件はないんだと、政府の制度としては。それを再確認したいんですけども、よろしいですか、それで。

○小幡管理課長

はい、ただいま委員がおっしゃるとおり、元金償還金が減価償却費を上回っていても、経営上、著しい影響がないと判断した場合は、平準化債の申請をしなくてもいいというふうに解釈しております。

（「質疑なし」の声あり）

○尾口委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾口委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 75 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立全員）

○尾口委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました議案第 71 号から議案第 75 号の平成 22 年度多賀城市各会計補正予算の審査はすべて終了いたしました。

各議案ともそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しましたので、この結果については議長あて報告をいたします。

なお、委員会報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

これをもって、補正予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 3 時 26 分 閉会

補正予算特別委員会

委員長 尾口 好昭